

平成26年第4回

置戸町議会定例会会議録

平成26年6月16日開会

平成26年6月17日閉会

置戸町議会

平成26年第4回置戸町議会定例会（第1号）

平成26年6月16日（月曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 5号 専決処分の報告について
- 日程第 4 報告第 6号 専決処分の報告について
- 日程第 5 報告第 7号 平成25年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 6 報告第 8号 平成25年度置戸町事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第 7 議案第29号 置戸町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第30号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第31号 平成26年度置戸町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第32号 平成26年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第33号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について
- 日程第12 議案第34号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について
- 日程第13 議案第35号 財産の取得について
- 日程第14 議案第36号 置戸浄化センター改築更新工事委託に関する協定の締結について
- 日程第15 同意第 3号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第16 推薦第 1号 農業委員の推薦について
- 日程第17 報告第 9号 専決処分の報告について
- 日程第18 報告第10号 例月出納検査の結果報告について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 5号 専決処分の報告について
- 日程第 4 報告第 6号 専決処分の報告について
- 日程第 5 報告第 7号 平成25年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 6 報告第 8号 平成25年度置戸町事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第 7 議案第29号 置戸町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第30号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第31号 平成26年度置戸町一般会計補正予算（第1号）

- 日程第10 議案第32号 平成26年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 日程第11 議案第33号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
 日程第12 議案第34号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
 日程第13 議案第35号 財産の取得について
 日程第14 議案第36号 置戸浄化センター改築更新工事委託に関する協定の締結について
 日程第15 同意第3号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任について
 日程第16 推薦第1号 農業委員の推薦について
 日程第17 報告第9号 専決処分の報告について
 日程第18 報告第10号 例月出納検査の結果報告について

○出席議員（10名）

1番	嘉藤均	議員	2番	小林満	議員
3番	高谷勲	議員	4番	岩藤孝一	議員
5番	細川昭夫	議員	6番	石井伸二	議員
7番	竹内雅俊	議員	8番	阿部光久	議員
9番	佐藤勇治	議員	10番	佐藤純一	議員

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

町長	井上久男	副町長	和田薫
会計管理者	鎌田満	町づくり企画課長	栗生貞幸
総務課長	中村啓二	総務課参与	村松登喜男
町民生活課長	田中英規	産業振興課長	坂口博昭
施設整備課長	菅野博敏	地域福祉センター所長	鈴木正美
施設整備課技監	高橋一史	総務課主幹	高木恭治
町づくり企画課財政係長	小島敦志		

〈教育委員会部局〉

教育長	平野毅	学校教育課長	養島賢治
社会教育課長	今西輝代	森林工芸館長	五十嵐勝昭
生涯学習センター館長	深川正美		

〈農業委員会部局〉

事務局長	坂口博昭（兼）
------	---------

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 中 村 啓 二 (兼)

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本 間 靖 洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長 早 坂 豊 主 事 長 尾 俊 輔

臨時事務職員 中 田 美 紀

◎開会宣言

○佐藤議長 ただいまから、平成26年第4回置戸町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○佐藤議長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は置戸町議会会議規則第122条の規定によって、1番 嘉藤均議員及び2番 小林満議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。事務局長から報告させます。

事務局長。

○早坂事務局長 今期定例会に町長から提出された議案は次の通りです。

・ 議案第29号から議案第36号。

・ 同意第3号。

・ 報告第5号から報告第8号。

今期定例会に議会から提出された事件は次の通りです。

・ 推薦第1号。

・ 報告第9号。

今期定例会までに受理した監査委員からの報告は次の通りです。

・ 報告第10号。

今期定例会に議案等説明のために出席を求めた者及び委任を受けて出席する者はお手元に配布した

名簿の通りです。

本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

○佐藤議長 報告を終わります。

次に一部事務組合の会議について組合議員から報告を行います。

北見地区消防組合議会、1番 嘉藤均議員。

○1番 嘉藤均議員〔登壇〕 去る平成26年5月16日招集の平成26年度第1回臨時北見地区消防組合議会の結果につきまして、その概要を報告いたします。

本会議開会に先立ち、書記長からこの度の議会は北見選出議員の改選後初の議会となり、議長及び副議長が共に不在であることから、地方自治法第107条の規定により年長の議員が臨時に議長の職務を行う旨の説明がありました。伊藤徳三郎議員が臨時議長を担うこととなりました。

次に議員及び理事者の自己紹介があり、その後管理者から北見市選出議員の改選後初の議会にあた

り挨拶があり、消防行政に対する基本的な考え方について述べられました。

次に開議宣言があり、引き続き議長選挙が行われ、宮沢祐一郎議員が推薦され、全会一致で決定いたしました。次に議席の指定、会議録署名議員の指名及び会期を本日1日間と決定しました。次に副議長選挙が行われ、小川清人議員が推薦され、全会一致で決定をされました。次に議会運営委員会委員の選任が行われ、欠員になっている北見市選出議員の4名に伊藤徳三郎議員、菊池豪一議員、中崎孝俊議員、鈴木建雄議員を選任し、その後暫時休憩をとり、この休憩中に第1回議会運営委員会が開催され、伊藤徳三郎議員が委員長に互選され、これを受け本会議を再開し、互選結果の報告が行われました。

次に議案第1号 北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約について及び議案第2号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更する規約についてまでの2件について桜田管理者より一括して提案理由の説明がなされ、その後質疑、討論、採決を行い、いずれも原案のとおり可決決定されました。

最後に議長より議会運営委員会委員長名で報告のあった閉会中継続調査申し入れ書について、別紙平成26年5月16日付閉会中継続調査申し入れ書の通りとし、決定いたしますとの発言があり、その後閉会をいたしました。

なお、本会議終了後、消防南出張所において東日本大震災関係の北見地区消防組合緊急援助隊派遣状況説明会及び平成26年度総務省消防長より起草されました大規模災害時の拠点技能形成者の視察研修が開催されました。本会議及び説明会の内容につきましてはお手元に配布の資料のとおりでございます。

以上で北見地区消防組合議会の結果報告といたします。

平成26年6月16日、報告者 嘉藤 均。

○佐藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 会期の決定

○佐藤議長 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から6月18日までの3日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月18日までの3日間に決定しました。

◎日程第 3 報告第 5号 専決処分の報告について

○佐藤議長 日程第3 報告第5号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案に対し報告を求めます。

町長。

○井上町長〔登壇〕 ただいま議題となりました報告第5号は専決処分の報告についてでございます。

内容につきましては、町づくり企画課長よりご説明を申し上げます。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 報告第5号の説明をいたします。

報告第5号 専決処分の報告について。

平成25年度置戸町一般会計補正予算（第10号）については、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定に基づいて平成26年3月20日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものです。

次のページを開き願います。

このページにつきましては、専決の処分書面ですので説明を省略させていただきます。

次のページをご覧ください。

平成25年度置戸町一般会計補正予算（第10号）。

平成25年度置戸町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40,714千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,940,021千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総

額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正の内容についてご説明いたしますので、別冊の平成25年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第10号）の8ページ、9ページをお開きください。

（以下、記載省略。平成25年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第10号）、別添のとおり）

○佐藤議長 これから質疑を行います。

第1条 歳入歳出予算の補正は別冊事項別明細書（第10号）、8ページ、9ページ。歳出から進めます。

3. 歳出。2款総務費、1項総務管理費。8款土木費、2項道路橋梁費。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 質疑なしと認め、4ページ、5ページ。歳入に進みます。

2. 歳入。2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、2項自動車重量譲与税。3款利子割交付金。4款配当割交付金。5款株式等譲渡所得割交付金。6款地方消費税交付金。7款自動車取得税交付金。8款地方特例交付金。9款地方交付税。続いて6ページ、7ページ。10款交通安全対策特別交付金。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから報告第5号について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これから報告第5号 専決処分の報告についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

報告第5号は、報告のとおり承認することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、報告第5号 専決処分の報告については承認することに決定しました。

◎日程第 4 報告第 6号 専決処分の報告について

○佐藤議長 次に日程第4 報告第6号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案に対し報告を求めます。

町長。

○井上町長〔自席〕 ただいま議題となりました報告第6号は専決処分の報告についてであります。

内容につきましては町づくり企画課長よりご説明を申し上げます。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 報告第6号の説明をいたします。

報告第6号 専決処分の報告について。

平成25年度置戸町一般会計補正予算(第11号)については、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定に基づいて平成26年3月31日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるとでございます。

次のページを開き願います。

このページにつきましては専決の処分書面ですので説明を省略させていただきます。

次のページをご覧ください。

平成25年度置戸町一般会計補正予算(第11号)。

平成25年置戸町の一般会計補正予算(第11号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ191,700千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,748,321千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

はじめに第2表の方の地方債補正から説明をいたしますので、2ページを開き願います。

第2表 地方債補正。置戸中学校耐震補強及び大規模改修工事に係る地方債の変更を行うもので、

補正前の限度額333,500千円を補正後141,800千円に変更するものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更はありません。

第1表 歳入歳出予算補正と合わせて内容について説明いたしますので、別冊の平成25年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第11号)の4ページ、5ページをお開きください。

(以下、記載省略。平成25年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第11号)、別添のとおり)

○佐藤議長 これから質疑を行います。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第11号)、4ページ、5ページの下段歳出から進めます。

3. 歳出。2款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、上段の歳入へ進みます。

2. 歳入。20款町債。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、議案へお戻り願います。

第2条 地方債の補正。

第2条 地方債の補正は議案の2ページ、第2表 地方債補正をお開きください。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければこれで質疑を終わります。

これから、報告第6号について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これから、報告第6号 専決処分の報告についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

報告第6号は報告のとおり承認することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、報告第6号 専決処分の報告については承認することに決定しました。

◎日程第 5 報告第 7号 平成25年度置戸町繰越明許費繰越
計算書の報告について

○佐藤議長 日程第5 報告第7号 平成25年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題

とします。

本案に対し報告を求めます。

町長。

○井上町長〔自席〕 ただいま議題となりました報告第7号は平成25年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。内容につきましては、町づくり企画課長よりご説明を申し上げます。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 報告第7号について説明いたします。

報告第7号 平成25年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告について。

平成25年度置戸町繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

次のページをお開きください。平成25年度置戸町繰越明許費繰越計算書になりますが、平成25年度置戸町一般会計補正予算(第9号)で、道営草地整備事業ほか3事業につきましては年度内実施が困難として、繰越明許費の補正を行いました。3月31日に翌年度会計に繰り越し、5月31日現在で繰越計算書を調整いたしましたので、議会に対し報告するものでございます。

内容につきましては道営草地整備事業から公営住宅建設事業までの3事業は、繰り越し予定の金額及び実際に翌年度に繰り越した金額は同額ですが、下段の置戸中学校耐震補強及び大規模改修工事につきましては、428,447,000円の繰越予定としておりましたが、平成25年度中に廃棄物処理委託料で13,000円、備品機器等移設委託料で755,000円を支出しておりますので、支出済分768,000円を除く427,679,000円を繰り越しております。

4事業の合計では505,907,000円の繰越予定に対し、実際に翌年度に繰り越した金額は505,139,000円で、財源内訳につきましては国庫支出金121,635,000円、地方債105,700,000円、一般財源は277,804,000円となり、事業ごとの内訳は起債のとおりです。

以上で報告第7号の説明を終わります。

○佐藤議長 報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

○佐藤議長 これから報告第7号 平成25年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告についてを採決し

ます。

報告第7号について、報告のとおり賛成する議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、報告第7号 平成25年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告については承認することに決定いたしました。

◎日程第 6 報告第 8号 平成25年度置戸町事故繰越し繰越
計算書の報告について

○佐藤議長 日程第6 報告第8号 平成25年度置戸町事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題

とします。

本案に対し報告を求めます。

町長。

○井上町長〔自席〕 ただいま議題となりました報告第8号は、平成25年度置戸町事故繰越し繰越計算書の報告についてであります。

内容につきましては町づくり企画課長よりご説明を申し上げます。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 報告第8号について説明いたします。

報告第8号 平成25年度置戸町事故繰越し繰越計算書の報告について。

平成25年度置戸町事故繰越し繰越計算書について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

次のページをお開きください。平成25年度置戸町事故繰越し繰越計算書になりますが、平成25年度置戸町下水道特別会計予算のうち、置戸浄化センター改築更新事業につきましては、平成25年度中の完了を目指し事業を進めてまいりましたが、年度内の完了が見込めないことから、3月31日に翌年度会計に繰越し、5月31日付けで繰越計算書を調整いたしましたので、議会に対して報告するものでございます。

置戸浄化センター改築更新事業につきましては、事業の執行を日本下水道事業団に委託して実施するため、委託料に関係予算を計上しております。委託契約は置戸町と日本下水道事業団とで、工事委託と実施設計委託、合わせて35,936,000円の協定を締結し、日本下水道事業団により実施設計を行い、計3回の入札が行われましたが、いずれも人手不足、人件費、資材等の高騰などから不落となり、年度内の完了が困難となったことから事故繰越し手続きを行い、翌年度に執行するものです。

繰越内容につきましては、契約金額35,936,000円のうち、実施設計委託料として支出済みの1,980,000円を除く33,956,000円を繰り越すもので、繰越にかかる財源につきましては国庫支出金18,178,000円、地方債が15,700,000円、一般財源78,000円となっております。また、事故繰越し理由につきましては先程説明いたしました内容のとおり説明欄の方に記載をしております。なお、6月3日に設計内容を見直したうえで再度入札を行った結果、落札しておりますので併せて報告をいたします。

以上で報告第8号の説明を終わります。

○佐藤議長 報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これから、報告第8号 平成25年度置戸町事故繰越し繰越計算書の報告についてを採決します。
報告第8号について、報告のとおり承認することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、報告第8号 平成25年度置戸町事故繰越し繰越計算書の報告については承認することに決定しました。

◎日程第 7 議案第29号 置戸町税条例等の一部を改正する条例から

◎日程第14 議案第36号 置戸浄化センター改築更新工事委託に関する協定の締結についてまで

————— 8件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第7 議案第29号 置戸町税条例等の一部を改正する条例から日程第14 議案第

36号 置戸浄化センター改築更新工事委託に関する協定の締結についてまでの8件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました議案第29号は置戸町税条例等の一部を改正する条例であります。

議案の内容につきましては、町民生活課長よりご説明を申し上げます。また、議案第36号につきましては置戸浄化センター改築更新工事委託に関する協定の締結についてであります。

議案の内容につきましては、施設整備課長よりご説明申し上げます。なお、この間のそれぞれの議案につきましては、担当課長より議案の内容についてご説明を申し上げます。

〈議案第29号 置戸町税条例等の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 まず、議案第29号 置戸町税条例等の一部を改正する条例。

町民生活課長。

○田中町民生活課長 議案第29号 置戸町税条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

第1条 置戸町税条例（昭和29年条例第13号）の一部を次のように改正する。この改正は地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令の交付により、これと整合性を図るため所要の改正を行うものでございます。

条例の改正内容につきましては、別冊の議案第29号説明資料 置戸町税条例等の一部を改正する条例で説明いたしますので説明資料をご覧ください。

表の左欄は税目・改正項目です。右欄は改正内容でございます。税目・改正項目の1、法人町民税法人税割の税率引き下げにつきましては、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税、法人税割の一部を国税化し、地方交付税の原資とするものでございます。

改正内容につきましては、法人町民税、法人税割の税率が現行の14.7%から12.1%に、また参考までですが、道民税の税率が1.8%引き下げとなることから、トータル4.4%が地方法人税として法制化されます。

次の2、軽自動車税の標準税率引き上げにつきましては、軽自動車税の負担水準の適正化を図るための税率の改正でございます。初めに、①四輪等の税率につきましては、四輪以上及び三輪の軽自動車に係る税率を表の通りとし、平成27年度以降に新規取得される新車から適用となります。自家用乗用車にあっては現行の約1.5倍に、その他の区分の車両にあっては約1.25倍の引き上げとなります。車種区分四輪以上乗用自家用の税率は7,200円から10,800円に、2段下の貨物用自家用の税率は4,000円から5,000円に、また1番下の三輪に係る税率は3,100円から3,900円にそれぞれ変更となります。ただし、平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車につきましては、引き続き改正前の税率を適用するものでございます。また、グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から起算して13年後を経過した年度の翌年度から4輪等に係る税率につきましては、平成28年度以降税率のおおむね20%の重課税率を適用するもので、右欄の税率となります。

次の②は二輪車等の税率の改正で、平成27年度以降税率を表の通りとし、現行の約1.5倍、最低2,000円の引き上げとなります。原動機付自転車50cc以下の税率は現行1,000円が改正により2,000円となります。次の③は小型特殊自動車等の税率の改正です。平成27年度以降税率を表の通りとし、約1.25倍の引き上げとなります。農耕作業用は現行1,600円が改正により2,000円となります。次のページお聞きください。

3は課税の特例の延長です。①は肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の延長です。免税措置の適用期限を3年間延長し、平成30年度まで適用することとなります。②は優良住宅地の造成等のための長期譲渡所得の課税の特例の延長です。課税の特例の適用期限を3年間延長し、平成29年度まで適用することとなります。

次の4は固定資産税の改正です。1は課税の特例の見直しです。公害防止用設備に係る固定資産税の課税の特例の見直しについては、公共の危害防止のために設置された施設または設備について、対象資産の見直しを行い適用するものでございます。①は汚水または廃液処理施設水質汚濁防止法の特定施設に係る汚水または廃液を処理するための施設で、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得したものについて課税標準を価格に3分の1の割合を乗じて得た額となります。次の②、③は公共の危害防止のために設置された大気汚染防止法による指定物質排出抑制施設及び土壌

汚染対策法による特定有害物質排出抑制施設、テトラクロロエチレン溶剤及びフッ素系溶剤を使用するドライクリーニングに係る活性炭吸着回収装置で、平成26年4月の1日から平成28年3月31日までの間に取得したものについて課税標準の価格に2分の1の割合を乗じて得た額となります。次の2は課税の特例の創設です。①は浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置の創設です。浸水想定区域内の一定の地下街等の所有者または管理者が水防法昭和24年第193号に規定された浸水防止計画に基づき取得した浸水防止用設備に係る特例措置で、平成26年4月の1日から平成29年3月31日までの間に水防法に規定された浸水防止計画に基づき、取得された防水扉等の一定の償却資産について固定資産税の課税標準を5年度分価格に3分の2の割合を乗じて得た額となります。

次の②は自然冷媒を利用した一定の業務用冷凍・冷蔵機器に対して講じる特例措置の創設です。平成26年4月1日から平成29年3月31日までに取得したノンフロン製品、自然冷媒を利用した陳列棚等の一定の業務用冷凍・冷蔵機器に係る固定資産税の課税標準を最初の3年度分価格に4分の3の割合を乗じて得た額となります。

次の③は再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置の創設です。電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づき、固定価格買い取り制度の対象として認定された一定の再生可能エネルギー発電設備を平成28年3月31日までに取得した場合において、固定資産税の課税標準を最初の3年度分、価格に3分の2を乗じて得た額となります。

次のページ、④は耐震診断を義務付けられ、耐震改修が行われた一定の既存建築物に係る税率の減額措置の創設です。建築物の耐震改修の促進に関する法律、平成7年法律第123号の改正に伴い、耐震診断を義務付けられた建築物のうち、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に国の補助を受けて耐震改修工事を実施したものに係る固定資産税について、その旨を工事完了後3カ月以内に申告したものに、工事が完了した年の翌年度から2年度分の税額の2分の1が減額となります。具体的には改正耐震改修促進法に基づき、耐震診断を義務付けられた不特定多数の者が利用する大規模な建築物で、病院、旅館などがその対象施設となります。その他の改正につきましては、地方税法の改正による引用条項や字句を整理するものでございます。なお、議案第29号説明資料、置戸町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表第1条による改正置戸町税条例は後程ご覧ください。本議案にお戻りください。

2枚目をめくってください。第2条 置戸町税条例の一部を改正する条例、平成25年条例第19号の一部改正についてご説明申し上げます。この改正は未施行分の改正で、地方税法附則の改正に伴い、これと整合性を図るため所要の整理を行うものでございます。

条例の改正内容につきましては、別冊の議案第29号説明資料 置戸町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表、第2条による改正置戸町税条例の一部を改正する条例でご説明いたしますので、29ページをご覧ください。新旧対照表は右側が現行、左側が改正案です。改正カ所につきましてはアンダーラインで示しております。附則第21条の2中「附則第41条第9項各号」を「附則第41条第8項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第9項」を「附則第41条第8項」に改める。本改正は、平成24年6月改正の第4回置戸町議会定例会でご承認をいただきました、議案第34号 置戸町税条例の一部を改正する条例、附則第21条の2の改正です。附則第21条の2は旧民法第3条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとするものがす

べき申告に係る規定で、地方税法附則の改正により字句を整理するものでございます。なお、施行期日は平成28年1月1日から施行するものでございます。

次の附則施行期日第1条第2号は平成25年12月に開催された第8回置戸町議会定例会でご承認をいただいた、議案第61号 置戸町税条例の一部を改正する条例に係る改正です。附則第7条の4は寄付金税額控除における特例控除額の特例。第16条の3は上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例に関する条項で、地方税法附則の改正に伴い、字句の整理を行うものでございます。カッコ内は条約提要利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の特例に関する字句の追加で、特定公社債の利子等が新たに分離課税の対象に加えられたことから字句の追加を行うものでございます。なお、施行期日は平成29年1月1日から施行するものでございます。次の経過措置につきましては地方税法附則の改正に伴い、法律等の字句を修正するものでございます。

以上で議案第29号の説明を終わります。

〈議案第30号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に議案第30号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

町民生活課長。

○田中町民生活課長 議案第30号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明

申し上げます。

置戸町国民健康保険税条例（昭和33年条例第7号）の一部を次のように改正する。

本改正の改正内容につきましては大きく分けて2点です。1点目は地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令がそれぞれ交付されたことに伴い、これと整合性を図るため関係する規定を整理するものでございます。2点目は国民健康保険税の税率の見直しです。

それでは条例の改正内容等につきましては別冊の議案第30号説明資料 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例で説明いたしますので、説明資料をご覧ください。1ページ目は国保税の税率の見直しに係る経過説明資料でございます。

当初予算額に対する課税総額の算出にあたり、税率を昨年度と同率とし、徴収率を98%と見込み試算をしたところ、本年度の予算額1億1,200万円に対し1,451万8,000円の不足額を生じました。この不足額の要因は所得階層別世帯分布表をご覧ください。世帯数下欄世帯の合計602世帯のうち、上段所得のない世帯は145世帯、次の所得が50万円未満の世帯は94世帯、次の所得が100万円未満の世帯が79世帯で、所得が100万円未満の世帯のトータルは318世帯、国保総世帯に占める割合は52.8%で、さらに300万円未満の世帯のトータルは501世帯、国保総世帯に占める割合は約83.2%となり、国保世帯のほとんどが所得の低い階層で構成され、農業所得等の減とあいまって、次の課税基本情報をご覧ください。

所得割課税標準額は対前年度比約9,903万5,000円の減、率でマイナス9.7%となります。また、次の世帯数、被保険者数を前年度と比較すると世帯数で17世帯の減、率でマイナス2.7%、被保険者で46人の減、率でマイナス3.6%となります。次に軽減世帯情報をご覧ください。加えて地方税法施行令の改正に伴い、低所得者に対する軽減措置の拡充が図られ、中段5割軽減では世帯数で54世帯の増、率で114.9%、また、被保険者で77人、率で77.8%の増となり、軽

減世帯数が総世帯数に占める割合が約59.14%となります。これら所得割課税標準額の減や世帯数、被保数の減、軽減世帯数の減が予算に対するマイナス要因となっています。このような保険運営上構造的な問題を抱えていることから、医療費の増こうに伴う保険税の確保は難しい状況にあり、平成23年度に税率を改正して以来、農業所得などの所得の減を考慮し、基金の繰り入れにより2年間税率を据え置いてきたところであります。

また、本年度においても、当初予算において3,232万8,000円の基金の繰り入れ額を計上しましたが、このことは本来あるべき税制運営でないことや、国でも持続可能な社会保障制度の論議が行われ、国保の構造的な問題の解決に向け、都道府県による国保運営等の方向性が示され、平成29年度実施を目指し現在検討が行われており、道への移行後税率の上昇が見込まれることから、これらのことを考慮し、見直しを行うものでございます。

それでは改正内容についてご説明申し上げますので、次のページ、2ページをお開きください。表の左から改正項目、関係条項、改正内容、適用年月日となっております。改正項目の1、2は地方税法施行令の改正によるもの。3は税率の改正です。初めに改正項目の1は賦課限度額の改正です。国民健康保険税の課税限度額は平成23年度に引き上げられて以来据え置かれていましたが、平成25年12月5日に可決成立した持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進化する法律に課税限度額の引き上げ方針が盛り込まれたことなどを踏まえ、これまでの最大引き上げ幅と同額の4万円の引き上げとなりました。

改正内容につきましては、後期高齢者支援金等に係る課税限度額を14万円から16万円に。また介護納付金に係る課税限度額を12万円から14万円に改正するものでございます。なお、基礎課税額の課税限度額は現行通り変更はございません。改正項目の2は減額基準の改正です。減額基準の改正につきましては、低所得者に対する軽減措置を拡充するもので、5割軽減と2割軽減を拡充するものでございます。初めに①5割軽減の拡充につきましては、軽減判定所得の算定における被保険者の数に世帯主を含め算定するものとし、次の②2割軽減の拡充につきましては、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保数に乘すべき金額を35万円から45万円に改めるものでございます。なお、7割軽減の所得基準につきましては現行通り変更はございません。改正項目の3は税率の改正です。※は「特定世帯」、次の※は「特定継続世帯」の定義を記載しています。特定世帯とは国保加入者がひとりだけの世帯のうち、特定同一世帯者がいる世帯で、5年間基礎・後期分の平等割を2分の1に減額するものでございます。なお、特定同一世帯所属者とは3番目の※にその内容を記載しております。次の特定継続世帯とは特定世帯に該当して5年を経過した世帯で、保険税の急激な上昇を緩和するため、経過後さらに3年間基礎・後期分の平等割を4分の1に減額するものでございます。

次のページ、3ページを開きください。初めに基礎課税額の税率の改正です。所得割につきましては100分の4.45から100分の4.65に、資産割を100分の34.40から100分の35.50に、均等割を2万1,000円から2万1,800円に、平等割を2万5,600円から2万6,400円に改めるもので、次の特定世帯につきましては1万2,800円から1万3,200円に、次の特定継続世帯は1万9,200円から1万9,800円に改めるものでございます。次は後期高齢者支援金等課税額に係る税率の改正です。所得割につきましては100分の1.47から1

00分の1.65に、資産割を100分の10.30から100分の11.50に、均等割を7,000円から7,400円に、平等割を8,000円から8,400円に改めるものでございます。

次の特定世帯につきましては4,000円から4,200円に、次の特定継続世帯は6,000円から6,300円に改めるものでございます。次は介護納付金課税額に係る税率の改正です。所得割につきましては100分の0.90から100分の1.00に、資産割を100分の7.00から100分の7.75に、均等割を8,000円から8,400円に、平等割を7,000円から7,400円に改めるものでございます。次の表は減額基準の改正内容であります。関係条項は第23条第1号から第3号まででございます。第1号7割軽減、次のページ4ページ同条第2号5割軽減、次の第3号2割軽減につきましては、減額の対象となる均等割、平等割を前のページ、3ページの関係条項欄第5条、第5条の2、第7条の2、第7条の3、第9条の2、第9条の3からそれぞれ表の記載の額を減額することとなります。

次のページ、5ページをお開きください。この表は所得階層別税額試算表でございます。区分欄の上段が低所得者軽減世帯、下段が普通世帯です。それぞれ基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額を合算したものと、介護納付金課税額の合計免税額を改正前、改正後で比較するものでございます。表の右欄1列目をご覧ください。税率の改正後と改正前の全体の年税額の差し引き額でございます。低所得者軽減世帯上段の7割軽減世帯、単身所得33万円の世帯では年間1,000円の増額となります。

次の5割軽減世帯、二人世帯、所得57万5,000円の世帯では年間3,500円の増額となります。2段下2割軽減世帯二人世帯所得103万円の世帯では年間7,800円の増額となり、所得が高くなればなるほど年税額が増え、最大値で下から2段目所得700万円、4人家族、固定資産税8万円の世帯では4万1,700円の増額となります。なお、本税率の改正により所得の低い被保険者を含め、広く税を徴収することとなりますが、本税率の改正においても953万7,000円ほど当初予算に対して不足額が生じることから、不足分については基金の補てんにより対応していきたいと考えます。なお、基金の現在高は1億5,133万円となっております。次のページ、6ページから9ページまでと別冊の議案第30号説明資料 置戸町国民健康保険税条例新旧対照表につきましては説明を省略いたしますので後程ご覧ください。

以上で議案第30号の説明を終わります。

○佐藤議長 しばらく休憩します。11時5分から再開します。

休憩	10時44分
再開	11時05分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

〈議案第31号 平成26年度置戸町一般会計補正予算(第1号)〉

○佐藤議長 議案第31号 平成26年度置戸町一般会計補正予算(第1号)。

町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 議案第31号について説明いたします。

議案第31号 平成26年度置戸町一般会計補正予算（第1号）。

平成26年度置戸町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43,699千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,940,699千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、別冊の平成26年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第1号）により説明をいたしますので、事項別明細書の6ページ、7ページをお開きください。

（以下、記載省略。平成26年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第1号）、別添のとおり）

○佐藤議長 次に、議案第32号 平成26年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。
町民生活課長。

○田中町民生活課長 議案第32号 平成26年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

平成26年度置戸町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ284千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ513,584千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、別冊の置戸町国民健康保険特別会計補正予算事項別明細書（第1号）により説明いたしますので、事項別明細書の4ページ、5ページをお開きください。

（以下、記載省略。平成26年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算事項別明細書（第1号）、別添のとおり）

〈議案第33号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について〉

○佐藤議長 次に、議案第33号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について。
総務課長。

○中村総務課長 議案第33号についてご説明申し上げます。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約を次のとおり変更する。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「上川中部消防組合」及び「伊達・牡警学校給食組合」を削り、「道央廃棄物処理組合」を加える。

今回の改正につきましては、本町が加入しております本組合の構成団体である上川中部消防組合及び伊達・牡警学校給食組合の解散脱退、道央廃棄物処理組合の加入に伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合同約（別表第1）を変更する必要が生じ、規約の変更には構成市町村議会の議決が必要となることから提案するものでございます。

規約変更に係る新旧対照表につきましては、議案第33号説明資料として別添添付しておりますので後程ご覧いただきたいと思っております。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上で議案第33号の説明を終わります。

〈議案第34号 北海道市町村総合事務組合同約の変更について〉

○佐藤議長 次に、議案第34号 北海道市町村総合事務組合同約の変更について。

総務課長。

○中村総務課長 議案第34号についてご説明申し上げます。

北海道市町村総合事務組合同約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合同約を次のとおり変更する。

北海道市町村総合事務組合同約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合同約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。

今回の改正につきましては、本町が加入しております本組合の構成団体である上川中部消防組合及び伊達・牡警学校給食組合の解散脱退、道央廃棄物処理組合の加入、また上川中部消防組合の解散により、鷹栖町及び上川町の消防団の単独組織設立に伴う加入と、赤平市が新たに滝川地区広域消防事務組合の構成団体に加入することに伴う脱退のため、北海道市町村総合事務組合同約別表第1及び別表第2を変更する必要が生じ、規約の変更には構成市町村議会の議決が必要となることから提案するものでございます。

改正内容につきましては、議案第34号説明資料、北海道市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約新旧対照表で説明いたしますのでご覧いただきたいと思っております。右が現行、左が改正案となります。まず別表第1の改正は組合を組織する地方公共団体を規定しておりますが、石狩振興局の団体数を15から16に変更し、市町村一部事務組合の欄に道央廃棄物処理組合を追加するものでございます。次の空知総合振興局では赤平市を削り、団体数を35から34に、上川総合振興局においては上川中部消防組合を削り、団体数を31から30に、同じく胆振総合振興局においても伊達・牡警学校給食組合を削り、団体数を13から12にそれぞれ変更するものでございます。

先程申しましたが、道央廃棄物処理組合は新規設立による加入、赤平市は滝川地区広域消防事務組合に加入することによる脱退、上川中部消防組合及び伊達・牡警学校給食組合は組織解散に伴う脱退

によるものでございます。

次に、別表第2でございしますが、この表は共同処理する事務の団体を規定しております。共同処理する事務欄1を共同処理する団体名の赤平市及び上川中部消防組合を削り、鷹栖町、上川町を加えるよう変更するものでございます。鷹栖町、上川町については上川中部消防組合の解散に伴い両町それぞれに消防団が設置されることによる追加でございます。

次の共同処理する事務欄、9共同処理する団体名の上川中部消防組合及び伊達・壮警学校給食組合を削り、道央廃棄物処理組合を加えるよう変更するものでございます。

本議案にお戻り願いたいと思います。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上で議案第34号の説明を終わります。

〈議案第35号 財産の取得について〉

○佐藤議長 次に、議案第35号 財産の取得について。

地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 議案第35号 財産の取得について説明いたします。

議会の議決に付すべき契約を及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づく財産を、次のとおり取得するものとする。

記。

1、品名、車椅子式入浴装置一式。

2、数量、1台で入浴用車椅子2台が含まれております。

3、契約方法、見積り合せによります随意契約であります。

4、契約金額、金8,964,000円

5、契約の相手方、北見市卸町1丁目10番地5、三好メディカル株式会社代表取締役松田健治
参考までに見積り合せ結果についてお知らせいたします。見積り合せ執行日は6月2日で、見積り業者は町外3社、見積り回数は1回で決定しております。現在の車椅子式入浴装置は平成10年12月に購入し、通所介護事業で使用しておりますが、経年劣化に伴い更新するもので、納入期限は平成26年の8月31日としております。

以上で議案第35号の説明を終わります。

〈議案第36号 置戸浄化センター改築更新工事委託に関する協定の締結について〉

○佐藤議長 次に、議案第36号 置戸浄化センター改築更新工事委託に関する協定の締結について。

施設整備課長。

○菅野施設整備課長 議案第36号 置戸浄化センター改築更新工事委託に関する協定の締結について

ご説明申し上げます。

置戸浄化センター改築更新工事委託に関する協定の締結について、次のとおり議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議決を求めるものでございます。

記。

1、委託協定の目的、置戸浄化センター改築更新工事。

2、委託協定の方法、随意契約。

3、委託協定金額、金52,000,000円。

4、委託協定の相手方、東京都新宿区四谷三丁目3番1号、日本下水道事業団理事長谷戸善彦
内容についてご説明申し上げます。工事内容は長寿命化計画に基づいた置戸浄化センター改築更新
実施設計及び工事委託を日本下水道事業団に委託して完成させようとするものでございます。平成2
3年度から実施してきた改築更新工事の完了年度となりますが、今回の工事内容は機械設備工事の更
新として、最終沈殿池かき寄せ機の更新と、電気工事設備の更新として水処理感知制御装置などの更
新を行うものです。

事業団に委託する場合、地方自治法第96条第1項第5号の規定に該当するものとして、本町の場合
は工事の請負金額5,000万円を超えますので、議会の議決をお願いするものでございます。

以上で議案第36号の説明を終わります。

○佐藤議長 これを議案第29号から議案第36号までの提案理由の説明を終わります。

◎日程第15 同意第 3号 置戸町固定資産評価審査委員会委員 の選任について

○佐藤議長 日程第15 同意第3号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題と
し
ます。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました同意第3号は置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任につ
い

てでございます。本町固定資産評価審査委員会委員 遠藤弘文氏は、平成26年6月27日をもって
任期満了となるので、後任に次の者を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会
の同意を求めるものでございます。

後任の方であります。住所は常呂郡置戸町……。氏名は遠藤弘文氏でございます。生年月日は
昭和35年……。現在54歳でございます。(以下履歴省略)

置戸町固定資産評価審査委員会委員には平成17年の6月28日から就任をされまして、現在3
期目ということになります。選任にあたっての同意についてよろしくお願いを申し上げます。

○佐藤議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論は置戸町議会運用例により省略します。

これから、同意第3号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に同意することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、同意第3号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定しました。

会議の途中ですが申し上げます。12時になりますが、引き続き会議を続けます。

◎日程第16 推薦第1号 農業委員の推薦について

○佐藤議長 日程第16 推薦第1号 農業委員の推薦についてを議題とします。

本町の農業委員会委員は平成26年7月19日をもって任期満了しますので、農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定により議会推薦の農業委員を町長から求められています。

お諮りします。

議会推薦の農業委員は2人としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、議会推薦の農業委員は2人とすることに決定しました。

ただいま決定しました農業委員2人の推薦については1人ずつ行います。

お諮りします。

議会推薦の農業委員2人のうち1人については、置戸町……。安西昇氏を推薦したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、議会推薦の農業委員2人のうち1人については、置戸町……。安西昇氏を推薦することに決定しました。

お諮りします。

議会推薦2人目の農業委員には、置戸町……。小林満氏を推薦したいと思います。

小林満議員に申し上げます。小林満議員は地方自治法第127条の規定に該当し、除席されますので退場を求めます。

(小林議員退場)

○佐藤議長 会議を続けます。

小林満議員を農業委員に推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、議会推薦の2人目の農業委員については、置戸町……。小林満氏を推薦することに決定しました。

小林議員の復席を求めます。

(小林議員復席)

○佐藤議長 小林議員に申し上げます。

農業委員への推薦案件は推薦することに決定しましたので告知します。

◎日程第17 報告第9号 専決処分の報告について

○佐藤議長 日程第17 報告第9号 専決処分の報告についてを議題とします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○早坂事務局長 報告第9号について申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の委任による専決処分について、同条第2項の規定によりお手元に配布のとおり処分報告がありました。報告を終わります。

○佐藤議長 報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、これで報告済みとします。

◎日程第18 報告第10号 例月出納検査の結果報告

○佐藤議長 日程第18 報告第10号 例月出納検査の結果報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○早坂事務局長 監査委員が平成26年2月28日、3月31日及び4月30日現在の出納状況について検査を執行され、お手元に配布のとおりの結果報告がありました。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで報告済とします。

◎散会の議決

○佐藤議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

◎散会宣言

○佐藤議長 本日はこれで散会します。

散会 12時01分

平成26年第4回置戸町議会定例会（第2号）

平成26年6月17日（火曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第29号 置戸町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第30号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第31号 平成26年度置戸町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第32号 平成26年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第33号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について
- 日程第 8 議案第34号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について
- 日程第 9 議案第35号 財産の取得について
- 日程第10 議案第36号 置戸浄化センター改築更新工事委託に関する協定の締結について
- 日程第11 意見書案第3号 規制改革会議意見書の取扱いに関する要望意見書
- 日程第12 議員の派遣について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第29号 置戸町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第30号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第31号 平成26年度置戸町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第32号 平成26年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第33号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について
- 日程第 8 議案第34号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について
- 日程第 9 議案第35号 財産の取得について
- 日程第10 議案第36号 置戸浄化センター改築更新工事委託に関する協定の締結について
- 日程第11 意見書案第3号 規制改革会議意見書の取扱いに関する要望意見書
- 日程第12 議員の派遣について

○出席議員（10名）

1番 嘉藤 均 議員 2番 小林 満 議員

3番	高谷	勲	議員	4番	岩藤	孝一	議員
5番	細川	昭夫	議員	6番	石井	伸二	議員
7番	竹内	雅俊	議員	8番	阿部	光久	議員
9番	佐藤	勇治	議員	10番	佐藤	純一	議員

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

町長	井上	久男	副町長	和田	薫
会計管理者	鎌田	満	町づくり企画課長	栗生	貞幸
総務課長	中村	啓二	総務課参与	村松	登喜男
町民生活課長	田中	英規	産業振興課長	坂口	博昭
施設整備課長	菅野	博敏	地域福祉センター所長	鈴木	正美
施設整備課技監	高橋	一史	総務課主幹	高木	恭治
町づくり企画課財政係長	小島	敦志			

〈教育委員会部局〉

教育長	平野	毅	学校教育課長	養島	賢治
社会教育課長	今西	輝代教	森林工芸館長	五十嵐	勝昭
生涯学習センター館長	深川	正美			

〈農業委員会部局〉

事務局長 坂口 博昭（兼）

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 中村 啓二（兼）

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本間 靖洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長	早坂	豊	主事	長尾	俊輔
臨時事務職員	中田	美紀			

◎開議宣告

○佐藤議長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は置戸町議会会議規則第122条の規定によって、3番 高谷勲議員及び4番 岩藤孝一議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○早坂事務局長 本日の議会から提出された事件は次の通りです。

・ 議員の派遣について。

本日の議員から提出された事件は次の通りです。

・ 意見書案第3号。

本日の説明員は前日配布した名簿の通りです。

本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 一般質問

○佐藤議長 日程第2 一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

7番 竹内雅俊議員。

○7番 竹内議員〔一般質問席〕 それでは通告にしがいまして、町長にピロリ菌検査についてお聞きいたします。現在、日本人の病気による死亡率の高いのは肺がんです。かつては日本で最も患者数が多く、高いのが胃がんでした。その胃がんの要因の一つがピロリ菌とされています。このピロリ菌検査を無料で行う自治体が出てまいりました。

今回、網走管内では美幌町が中学生を対象に7月に問診、8月に尿や呼気の検査、陽性が出れば10月から投薬による除菌を行うそうです。今回の検査経費は日本胃疾患研究会が臨床研究の一環として負担するそうですが、来年度からは町が主体となり中学1年生を対象に継続するそうです。美幌町がピロリ菌検査を行うきっかけは、昨年12月に医師会より町に要請があったこと。美幌町出身のピロリ菌権威の先生が北大特任教授でいたことも実施する要因になったと思います。

道内でピロリ菌検査を行っている市、町には渡島管内の福島町でも平成24年度と25年度に中学

生と高校生、それに新成人を対象に実施しました。稚内市でも高校生を対象に平成25年度に実施いたしました。検査の年齢が何歳が良いのか私にもわかりませんが、置戸町で町民健診を行っております。それに追加することも一つかと思えます。町長の考えはどのような考えをお持ちですか、お伺いをいたします。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 ピロリ菌の検査についてということでご質問をいただきました。

議員もご承知のように、このピロリ菌、胃の中に住みついて胃の壁を傷つけるというような細菌であるようであります。慢性胃炎、胃潰瘍、十二指腸潰瘍、胃がんなどと密接な関係があるというふうに言われております。感染経路についてはまだはっきりと分かっていないというところもあるようでありますが、主に口から感染するというふうに考えられておまして、50歳以上の人で感染している割合が高いというふうにも言われております。日本でピロリ菌に感染している人というのは3,000万人以上いるんじゃないかというふうにも言われております。また、若い世代におきましては、上下水道の普及などによって衛生環境というのが整ったことなどから、このピロリ菌に感染している割合というのは年々減少していると。さらに今後減っていくのではないかとというふうにも予想されているようであります。

そこで、このピロリ菌の除菌、治療であります。胃潰瘍あるいは十二指腸潰瘍、また早期の胃がんの治療などの症状が進んだ状態のほか、平成25年2月ですから昨年の2月からは、ピロリ菌による慢性胃炎の方にも保険の適用範囲というのが広がられました。置戸の日赤におきましても内視鏡検査で保菌が疑わしい患者さんへの検査あるいは除菌などの治療ということが置戸日赤でも受けられるわけであります。

次に、本町の平成25年度に亡くなられた方の死因と言いましょうか、原因であります。悪性の新生物、つまりがんであります。17名の方がいらっしゃいます。全体の29%。それから呼吸器疾患が15名で26%。心疾患が7名で12%。さらに脳血管あるいは腎不全で亡くなられた方が5名で9%ということになっております。がんで亡くなられた方が約3割占めている状況であります。そのがんで亡くなられた方の内訳でありますけれども、肺がんが4名、大腸がんが2名、その他食道だとか前立腺だとか、あるいは白血病などのこれらのがんで亡くなった方々10名いらっしゃいます。それぞれ1名ぐらいつつなんです。10名いらっしゃいます。胃がんで亡くなった方というのは1名ということで、少数になっております。

先程議員の方からもお話がありましたけれども、美幌町における全中学生を対象にした検査あるいは除菌についてであります。成人に比べ確実な効果が期待できるというようなデータもあるようでありますが、中学生については保菌率というのが10%以下になっているというふうにも聞いております。しかし、先進的な取り組みとして今後の推移を含めて参考にさせていただきたいと、このように思います。

そこで本町における町民健診への追加についての考え方ではありますが、町民健診の対象者、中高年齢の方ではありますが、胃がん検診をはじめ各種がん検診の受診勧誘と言いましょうか、管掌と言いましょうか、これらを行いながら早期発見あるいはがんの予防に努めていきたいというふうにも今考えております。

なぜならということをおし上げますけれども、この胃がん検診で申し上げますと、実は残念ながら受診率というのが30%でありまして、非常に低いというふうに思っております。少なくとも50%までと言いましょか、50%くらいまでには引き上げたいなというふうに思っています。保健師さんの方々、この日常的な健康診断あるいは健康教育、さらには広報を通しての周知というものをいろいろとやっていたいでいるわけでありまして、残念ながら今申し上げたような状況であります。

したがって、決してこのピロリ菌検査というものについて無視をするというか、そういうものではありませんけれども、今はこの現状の町民健診というものの一層の充実を図っていくこと、そして町民の人たちがこの町民健診に積極的と言ったら言葉ちょっとどうなのかなという感じがいたしますけれども、せつかくのシステムがそうやってあるわけでありまして、受診率を高めていきたいと、私どもそう考えておりますし、町民の方々にもそうしたことでの検診を受けていただきたいと、そのように今の段階では思っております。

○佐藤議長 7番。

○7番 竹内議員〔一般質問席〕 答弁ありがとうございます。確かに町民健診で胃がん検診もやっております。少し引き上げるとい手があるかと思ひます。新聞によりますと、20歳までの除菌を確実になんて言うんでしょか、こういう検査をして除菌するということは、次世代に菌を残さないという確かな事実も出てきております。

先程、感染経路についても話がありましたけれども、確かに水道水のない時代、井戸水ですね、井戸水からよく感染されていると聞いております。そういった中で、一説では60代以上の中に70%から80%のピロリ菌が保菌されていると、そういう方から、例えば小さい子供さんが生まれた、その時にかわいいかわいいで口移しにする。そういったところからもまた感染するんでないかと言われております。

ピロリ菌だけではなくても、これからも町民健診の方に力を入れていただいて、と言ひながらも、私もまだ町民健診を受けておりませんが、ほかの病院の方へ行って検査をやっております。そちらの方で対応しております。今後とも力を入れて頑張りたいと思ひます。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 先程も申し上げましたが、日赤の院長先生はじめ先生方のご意見なども伺いながら、おそらくそう簡単に消えるものではないというふうに思ひますので、議員がおっしゃられたことも含めて意を用いていきたいと、このように思ひます。

○佐藤議長 9番 佐藤勇治議員。

○9番 佐藤議員〔一般質問席〕 それでは町長に2点ほど質問をいたします。

第1点目は、町立図書館設置条例の再制定についてということでございます。置戸町史によりますと、図書館の始まりは他町に先駆け、昭和24年公民館内に図書室を設置したのが始まりと言われております。その後、昭和28年6月には図書館法に基づく町立図書館条例を制定し、併せて司書を招聘するなど、全国的にも先進的な取り組みであったと町史には記述されております。

その後、昭和33年には中央公民館、現在の郷土資料館でございますけれども、その竣工に合わせ、館内に閲覧室、書庫などが整備されましたが、昭和39年に全国七つの農村モデル図書館の中の一つとして栄町内に町立図書館として建設されました。しかし、年月の経過とともに建物の老朽化や冬季

間の暖房の不自由さにより、平成17年1月に現在の生涯学習情報センターが改築されたところでございます。

旧図書館の改築にあたりましては、財源対策が大きな課題であり、当時としては図書館建設に対する文部科学省の支援制度が十分でなく、また過疎対策債も対象にはならないこともあり、したがって多くの図書機能を有しつつも、町民の生涯にわたる学習機能を広く提供する施設として、やむなく旧図書館条例を廃止し、新たに置戸町生涯学習情報センター条例を制定したことについては多くの町民の皆さんの承知しているところでございます。

この生涯学習情報センターが開設されましておおよそ10年が経過しようとしています。昭和23年、青年読書会から産声をあげました置戸の図書館の足跡を、また内外に名声を高めた図書館のまち置戸を今一度図書館法の規定に基づく図書館条例を再制定し、名実共に生涯学習センターを置戸町立図書館として、開町100周年を機にスタートさせては如何でしょうか、町長の所見を伺います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 町立図書館設置条例の再制定についてということになろうかと思えます。議員からもいろいろご紹介がありましたけれども、昭和39年に道内唯一の農村モデル図書館として新築しました置戸町立図書館、昭和40年1月18日に開館いたしました。多くの町民に親しまれるとともに、町村図書館の模範であるというふうに全国からもいろいろと言っていただきました。その名が全国的に知られたんじゃないかなというふうにも思っております。

それからと言いましよ、建築から40年近くを迎えまして蔵書も増えました。と同時に資料の充実ということも図られました。しかし、一方では施設の老朽化ということが目立つようになりまして、多くの町民の方々から図書館の改築要望が上がりまして、平成12年の第4次総合計画、さらに過疎地域自立促進計画にもこの図書館建設についての計画を盛り込んだところであります。

ご存知のように、図書館の改築にあたっては、当時は財源確保に目処が立たない状況でもございました。議会をはじめたくさんの方々との議論の結果でありますけれども、財源対策上の措置として、図書館と同じ機能を備えもつ過疎債対象の施設でもある現在の生涯学習情報センターの建設に踏み切ったところであります。その際、昭和28年より歩み続けてきた、この置戸町立図書館条例を廃止せざるを得なかったということになりました。

率直に申し上げまして、私にとりまして非常に苦渋の選択でありました。しかし、議員もご承知のように、情報センターの総事業費5億8,700万円です。北海道の地域政策補助金6,800万円、さらに過疎対策事業債として4億2,600万円、これらを主な財源として建設をいたしました。平成17年1月18日に開館いたしましたので、来年の平成27年1月18日で満10年を迎えることとなります。現在は、この平成22年の過疎地域自立特別措置法、この改正において図書館も過疎債の対象施設に復活をいたしまして、過疎地域での図書館建設を促進させることができたというふうに思っております。

このことは当時の地元選出の国会議員あるいは日本図書館協会、こうした人たちの、また関係者、関係機関の皆さんのご尽力をいただいたわけではありますが、過疎地域での博物館あるいは図書館整備が少しでも可能になるようにということで、本町としてもこの制度改正に一翼を担ってきたところであります。そこで、平成22年の12月の議会で、もう勇退された方でありましてけれども、この方か

らの過疎債の繰り上げ償還をしても図書館条例の復活を望みたいというような趣旨のご質問をいただいたように記憶しております。

当時私は、過疎債の償還完了を待って財務省と、あるいはその他の関係機関と協議をして、可能な時期がくれば速やかに議会にお諮りをしたいというふうにごたえてきております。私自身も1日も早く町立図書館に名称変更ができないかということで、財務局あるいは北海道に名称変更の内容というものを打診し、可能となる時期を探ってきたところであります。

そこで、北海道の地域政策補助金についてであります。先程申し上げましたように6,800万円地域政策補助金として受けたわけですが、この補助金については完了年度の翌年度から起算して10年を超えれば財産処分についての補助金返還というものは求めませんよというような解答を得ました。

補助金の交付年が平成16年度でありますので、翌年度より10年を経過する平成26年度末で満10年が経過いたします。したがって、平成27年度には処分制限は解除されるということになります。また、財務局においても、北海道の地域政策補助金の財産処分と同様の考え方だという回答もいただいているところであります。

この名称変更はそれぞれ関係機関に報告をするということが必要でありますので、具体的な手続きについては本年度関係機関と協議をしてみたいと、このように思っております。その協議結果をもって可能となる時期に、置戸町立図書館条例の復活を図りたいというふうにご思っております。

したがって、今年の12月に議会定例会に改正条例を提案いたしまして、来年の4月1日の図書館条例の復活というものを目指して、その作業手続きに入っていきたいと、このように考えております。

○佐藤議長 9番。

○9番 佐藤議員〔一般質問席〕 ちょうど道の政策補助金、それから財務省にかかわる起債の関係で平成26年度がその処分制限の解除時期だということで町長からる説明がありました。この12月には条例制定して、来年の4月から施行ということで、そういう作業を進めるという今の答弁でございました。

いずれにしろ、置戸町民としてはですね、図書館というのが本当に町民にとっては認知された名称だと思っておりますので、それに基づいてぜひ関係機関との協議を進めていただいて条例制定がされることを望みまして、この質問は終わりたいと思います。

次に2点目の質問をさせていただきます。近隣市町から町内事業等への通勤者の実態と定住化対策について伺います。

過疎地や人口減少地域におきましては定住対策は最も重要な課題として全国各地域で様々な施策を実施しております。本町におきましても、山村留学あるいは地遊人、クラフト研修、新規就農など、それぞれの事業の目的に沿って実施されてきました。しかし、最近はこれらの事業展開に苦慮しているのが実態でないかと認識しております。

先日、民間有識者等で作る日本創政会議の人口減少問題等検討分科会、この座長が増田寛也さんで、総務大臣と岩手県知事をやったわけですが、この分科会の試算によりますと、子供を産む20代から30代の女性が2010年から30年間で半減する自治体が全国で896市町村、これは区も入

っていますので、全体で1,800の調査ということでございましたが、その中で全国で896の市町村が半減すると、あるいは北海道では札幌市の区も含めて188の市町村中に147市町村に達するという調査発表がありました。この若年女性の減少により、過疎化にとどまらず、地域消滅の可能性もあると、非常にショッキングな新聞の報道でありました。

この調査の内容なんですけど、北海道では減少率の最も高いのは86.7%の奥尻町でございました。オホーツク管内では津別町が76.3%ということで1番で、本町につきましては管内14町村の中では上位から6番目の61.8%ということであり、まあ減少率の高い自治体にとりましては非常に衝撃的な新聞報道でなかったかと思えます。この人口減少問題調査は、単に自治体だけに問題を提起することではなく、国自らが少子化対策にメスを入れ、抜本的な対策を図るよう強く政府に警告を促す、そういったことと座長の増田氏は農業の競争力を高めるとともに、働く場、子育て、教育で限られたお金をフルに生かすこと、そして今は国全体で高齢者の医療や福祉に費用がかかり過ぎる。それでもっと若い世代に国の予算、あるいはそこにもう少し目を向けるべきでないかと、こういったことで地域消滅を防ぐための必要性をインタビューで答えておりました。

これら民間人の人口減少問題の発表に対し、政府はあわてて経済財政諮問会議を開き、骨太の方針のなかに少子化対策の予算の拡充と、第3子以降の子供の育児に重点的な支援策を講じる方針を打ち出しました。さらに増田氏は住民レベルでできることとして、まずはこの人口減少の正確な情報を住民自らが危機意識を持って共有することにある。そのことが十分でなければ対策を打っても効果は上がらないと申しております。

また、人口減少問題は地域ごとに要因が異なり、全国一律の対策は難しい。そこそこの地域で対策を考えていくしかない結論を出しておりました。つまりは、置戸には置戸の要因があり、置戸町自身で対策を講じていくしかない。言ってみれば特効薬はないと。ひとつひとつの課題を地道に取り組んでいることではないかと思えます。

さて、大変前置きが長くなりましたけれども、ここ2~3年、早朝の通勤時間帯にずいぶん多くの通勤者が北見方面から行き交うのに遭遇します。察するにこれらの対向車の多くは置戸町内各事業所などへの通勤者ではないかと推察いたします。これら事業所としては病院、森林管理署、あるいは小学校、中学校、高等学校、介護や福祉施設、幼児福祉施設あるいはJAや森林組合、これらの企業のほか、民間企業の社員が職員なども多数含まれているのではないかと思います。過疎といえば働くところがなく、若い人を中心に働く場を求めて他の地域に出ていく、そのことにより人口が減少することが過疎の要因として言われております。しかし、これら多くの近隣市町からの通勤者の多さを目にした時、1人でも2人でも、あるいは1世帯でも2世帯でも、町内に居住させる手立てはないものかをつくづく私は感じるところでございます。

これらの町内事業所などにおける通勤者の実態の検証と本町への定住化を図るためにはどのようなニーズが求められているのか、町内に働き場があるにもかかわらず、他の市や町から通勤しなければならない事情は何なのか。それを克服するための改善点はどこにあるのか。具体的な検討と対応を早急に構築し、急激な人口減少に歯止めをかける手立ての一つとして考えるべきではないかと思えますが、町長の考えを伺います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 ご質問の答弁を申し上げる前に、議員からもご紹介がありましたけれども、日本創

生会議から出されました衝撃的など申しましょうか、消滅可能性という自治体について896発表されました。網走管内は斜里町を除いてすべてです。私も増田元総務大臣と結構話をする機会があるものですから、考え方だとか、言われていることについてはよく理解をし、基本的にはそうだというふうに思っています。思っていますが、私どもの実感として、置戸と例えば3市と比較した時に、だいたい数字的にもそう違いはありません。同じように本当に考えていいのかというふうに思いますと、少なくとも置戸より3市の方がまだまだ消滅する可能性は薄いんじゃないかという感じがしますけれども、いずれにいたしましても896の自治体がこのままだと消滅する可能性が高いよということについては、やはり地方自治体を預かる者としての私どもとしての責任と言いましょか、あるいはそこに住んでいる人たちの市民、町民の人たちのこういうことに対する積極的な姿勢と言いましょか、そんなことも重要なことになってくるんだろうなと、そのように思います。

そこで、ご質問いただきました、この近隣市町村から町内事業所等への通勤者の実態と定住対策についてということですが、まず本町における定住対策のこれまでの取り組みについて少し申し上げたいと思います。平成4年度にスタートいたしました山村留学制度であります。これまでに41世帯60名の方が本町での生活を親子で体験されました。そのうち現在9世帯28名の方が定住しております。次に地遊人制度であります。平成2年度にスタートいたしました。本町での生活体験の中から地域住民との交流を通して新たな地域の生活あるいは文化というものを創造していただいて、置戸の町にもできればいろんな風を吹かせてほしい、また町づくりに協力してほしいという思いの中でのスタートをした事業であります。これまでに78名の方が訪れまして、そのうち27名の方が定住しております。

いずれの事業も全国各地で同じような事業と言いましょか、そんなことを展開されていることもありますし、また、この少子化ということの影響から山村留学については2年前の平成24年度から、地遊人事業については本年応募がないという状況であります。このほか、定住対策が直接の目的ではありませんけれども、オケクラフトの技術研修を終えて町内でクラフトマンとして工房を構えている方が15名いらっしゃいます。それから、新規就農制度を活用した農業経営者が2世帯9名となっております。次に、町外からの通勤者の実態ですが、公式な調査を行っておりませんので、今回10の事業所に問い合わせをいたしました。その調査結果であります。従業員と言いましょか、職員数ですが、381名でした。そのうち町外からの通勤者というのは112名で、約3割の方が町外から通勤をしているということになります。

そこでこの通勤理由の詳細、理由の詳細でありますけれども、直接的には聞いておりませんが、想定される理由というのがいくつか考えられるというふうに思います。まずは、この少子高齢化による労働人口の減少、あるいは公共事業の増加によって採用の募集をしても町内からそれに対する応募がないということが実態としてございます。特に有資格者の募集ということでは顕著でありまして、募集エリアを近隣の市や町まで広げなければ人材が確保できないという現状にございます。

次に考えられるのは、この近年、経営の合理化を図るため事業所の合併、それから統合が進んでいるためであります。このことによって職員の異動というのが広範囲になるからであります。その結果、

置戸町内への異動があっても、住宅をすでに所有している方、あるいは子供の転校の不安、さらに進学から居住地を異動せずに、そのまま自家用車などで通勤しているということが考えられるというふうに思います。このほかにもさまざまな原因があって、通勤者が増加し、人口減少の要因となっていることは事実であろうというふうに思います。職員用住宅を持つ事業所に対しては、その住宅への居住について、ぜひ意を用いてほしいということを事業所の責任者の方に伝えてもいるところであります。

現在、定住対策としてはご承知のように本町に住んでいる方がこれからも安心して住んでいただけるようにと、町なかへの公営住宅の建設あるいは住宅の新築あるいは改修での助成、さらには宅地分譲等を行っているところであります。いずれにいたしましても町内における住宅事情というのはこれからの人口の動向とも大きく関係してまいります。

ご質問のありました町外からの通勤者への対応につきましては、今後このニーズというものを調査しながら、あるいは住宅状況を把握しながら、さらには福祉や教育などの観点からも合わせて検討してまいりたいと、このように思っているところであります。

○佐藤議長 9番。

○9番 佐藤議員〔一般質問席〕 これからも多方面の調査と、今後ともいろいろな角度から検討していきたいという町長からの発言がありました。それで若干最初に申し述べた急激な人口の減少という表現をさせていただきましたが、このことについて若干質問と言いましようか、考え方を伺いたいと思っております。

一口に言って過疎地における定住化や人口減少対策と言っても大変重いものがあり、自治体の対策に限界があるということは私共も承知しているところであります。したがって、国がやるべき施策あるいは北海道がやるべきもの。あるいは市町村が取り組むべきものなど、それぞれの立場で少子化対策や地域での定住化、あるいは人口減少対策があるのではないかと思っております。

そこで、小さな施策でもまずは一つ一つ積み重ねて地道に取り組んでいくことではないかと。言ってみれば手をこまねいては今の置戸町の人口3,000人をなかなかキープするのは難しくなってくるのではないかと。2,000人台に入ってくるのではないかとという危機感から、今回この問題を提起させていただいたところであります。

急激な人口減少と表現させていただきましたけれども、ちなみに昨年度の5月末時点での世帯数におきましては1,571世帯、人口では3,331人ということでございます。そして1年後経過いたしました本年度の5月末においては世帯数でマイナス31世帯の1,540世帯、人口ではマイナス173人の3,158人となっており、もしもこのままの状態減少していくと、来年度には2,000人台になるのではないかと非常に危惧しているところでございます。例年3月には転出者が増加し、4月には転入者が入ると、そういう状況になって5月にはほぼ平準化するということになりましたが、今年度におきましては3月、4月の人口異動時期を除きまして、2月末との5月現在での人口と言いますか、世帯数を比較した時、世帯数ではマイナス5、それから人口ではマイナス43人となっており、4月の転入者の増加に期待したわけですが、まだ2月の段階と比較すると回復はちょっと鈍かったように私は感じております。

それで、学校や官公庁などの人事異動でも、新年度に入り、さらに他の市や町からの通勤者が増加

し、加速したのではないかと私は個人的にはそういうふうに想定しております。

来年度は平成27年の10月1日現在ですけど、5年ごとに行われる国勢調査の実施年にあたります。国勢調査の人口数値は交付税の基礎算定数値に用いられ、財源確保の大きな要素となります。少子化の中、日本中が人口減少問題を抱える現在、本町におきましてはひとりでも多く、あるいは1世帯でも多くの居住者を確保するための施策を早急に構築すべきであると思います。具体的には先程町長の方からの回答に重なるかも知れませんが、子育てや育児に対する支援施策、あるいは若い働き手の居住の整備、あるいはバス通学生への支援の拡充、給食費や医療費の軽減支援など、様々な方面から検討し、他の市や町との差別化をした本町独自の施策による居住の優位性、そういったものを図り、定住化の促進を図るべきであると思います。

現在、通勤者にとってはちょっと向かい風というか、アゲインストというか、ガソリン代がどんどん高騰してきています。そんな中で、むしろ今通勤者にとっては非常に厳しい状況にあるのではないかと私は感じております。もちろん、そのことによって置戸町に居住してもらえればいいことですが、そういうことも含めて、先の質問に重なるかも知れませんが、町長の考えがあれば伺いたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 いろいろなことを並べたとしても、やっぱり人口減ということは町を構成していく上では極めて重要なことだと思います。教育や文化の水準ということがいかにかわかりませんが、教育や文化というものに対して置戸が非常に重要視してきている町だというのはかなり知られていると思います。そういうことで置戸に来られた方というのは先程も具体的な数字をあげながら申し上げましたけれども、置戸に来られた方々の中に相当数そういう思いで来られた方もいらっしゃるというふうに思います。しかし、残念ながら、それだけでは人を呼び込めないという、これも現実だというふうに思います。

さらに議員からもお話がありましたけれども、国勢調査を間近に控えておきまして、この数値が私どもの財源、地方自治体にとりまして極めて大きな財政上の問題として関係していくことでもあります。さらに、過疎地域に指定された地域がご承知のように増えました。道内においても主なところを申し上げても、函館市あるいは小樽市、釧路市、管内では美幌町が過疎地域に指定されました。

したがいまして、交付税総額というものが一定程度増えないと、当然そういう地域に流れていくというのは、ある種当り前のことでありますから、しかも非常に分母が大きいということも考えますと、非常に財源対策上の問題一つとっても大きなことだろうというふうに思います。それだけに冒頭申し上げましたように、やはり人口の問題、非常に大きな課題だというふうに思っております。

しかし、決定的なものがなかなか見いだせないというのがこうした問題だと思います。単純にお金を出したから、支援を多くしたからということで人が増えるというふうにも単純には思えないところもあります。いろんな要因と言うか、いろんな考え方も当然あると思いますけれども、私はやはり、その町が魅力のある町でなければならないというふうに思います。もちろん、安心して安全な生活を送れる町だというふうには当然のこととして、基本的なこととして必要なことなのは明らかでありますけれども、一方ではやはり魅力のある町を作っていかなければならないだろうというふうに思います。それには厳しい財政状況があっても、一定程度の支出と言いますか、投資と言いましようか、

そんなこともしていかなければならないだろうなというふうに思います。新しい住民になれる、町民になれる方にも期待したいのでありますけれども、やはり置戸にずっと住んでいる方々が、やはり地域の中におけるコミュニティというものを大切にしながら、町のためにやはり少しでも自分がいろんな形で役立てると言いましょうか、そういうような機会と言いましょうか、そんなことを皆で見出し出していけるような、そんなまちづくりをやはり念頭に置いてやっていかなければならないであろうというふうに思います。そうした中で、先程来申し上げているような教育や文化や福祉や、そうした観点から人口増につながるような政策をこれからも検討していきたいなど、そういうふうに思います。

○佐藤議長 9番。

○9番 佐藤議員〔一般質問席〕 従来にも増しているいろいろなまちづくりに、いろんなことで検討していきたいと。それは町民と一丸となって、その中でより良い町と言いますか、置戸町としての魅力あるまちづくりを進めたいという町長の答弁だったと思います。まさにその通りだと思いますし、今までの実績があったから、山村留学や地遊人あるいはクラフト研修生などもですね、一定程度の成果はあったんでないかと思っております。

それで、若干また再度の質問になりますけれども、通勤者のことについて町長の所見があったら、考えを聞かせてもらいたいと思いますけれども、通勤者の実態として、私としては非常に残念な状況にあるということをごここで提起したいと思っております。それは本町の町立小学校、中学校の道費支弁職員、道から給料をもらっている方ですね、この方ですね、実に6割近い町職員の方が通勤者であるということが、実は学校教育課に調査していただきまして、そういう実態を知ることができました。

ちなみに置戸小学校におきましては19人の道費支弁職員の中の11人が通勤者であると。同じく置戸中学校におきましては16人の職員の中で9人が通勤者であると。小中合わせますと35人中20人の職員が通勤者で、ほとんどが北見市からの通勤者であるということが、つい最近知りました。これは、昨年度とちょっと比較しますと、昨年は置戸小学校においては7人の教職員のうち5人、それから中学校においては13人の教職員のうち3名、合わせますと30名中8名の方が昨年は通勤者であったということですが、今年は大きく増えまして20名の教職員が通勤者であるということが分かりました。これは5月の段階ですので、現在はそれが若干改善されたかどうかは私は定かではありませんが、こういうことが分かりました。

しかも、今年度新規採用者を除き教職員の異動があります。転入してきた小中教職員のすべての教職員が通勤者であるということは、非常に町民感情としては極めて憂慮すべき実態ではないかと、私は懸念しております。しかも、町費を持って建てられた教員住宅3戸が空き住宅になっている現実もあります。町民から預かった貴重な税金で教員専用住宅を建て、年賦で償還しながら、なおかつ空き家にしておくということは、維持費は当然かかりますが使用料は入りません。したがって、高額な遊休資産と言わざるを得ないのではないかと思います。しかも、本町の働く場で収入や所得を得た人が、消費の多くは居住地で購買や消費され、当然置戸町には町民税、住民税は1円たりとも入りません。そんなことを考えますと、非常に町民感情としては容認し難いというか、なんとかこの辺のところを改善できないかと思うのであります。もし、このような事態が続けば、早晩来年あるいは再来年においては校長、教頭あるいは新規採用者を除けばひとりも赴地に住まない事態にならないのか、そうい

ったことが非常に懸念されるところでございます。

せっかく良い先生と言いますか、居住環境をよくするために歴代の、今の町長もそうですけれども、歴代の理事者が教育費の予算の中から住宅費を改築あるいは新築して、先生方の住宅居住環境をよくするためにやったものが、何となく今の段階になっては宝の持ち腐れになってしまうような、そんな状況は絶対にさせてはほしくないと思うのであります。

最近マイホームの取得やライフスタイルの変化などがいろいろ変わりまして、こういった通勤者も増えるということは一定程度認識をしなければならないということもありますけれども、やはり町民としては、町民の目線で見たと時、このような状況を素直に看過することはできないと思います。極めて憂慮すべき事態であるということを私はこの際提起したいと思います。

それで、当然町立の小中学校は置戸町長が設置者であります。いわば私立学校で町長が経営者で理事長である、そのような立場になるかと思えます。ぜひ、こういった実態、足元におけるこういった実態をなんとか改善、改良して、地域にひとりでも多くの教職員の方が住んでいただいて、やはりその地域の義務教育、小学校、中学校の教育のやはり地域と一体となった中で教育を進めていただきたい、そういったことも含めて今回教職員の通勤の実態を提起させていただきました。もしこのことについて町長からのご意見があれば伺いたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 おっしゃられた小学校、中学校等の数字のこと、実態のこと、その通りであります。しかし、なかなか難しい問題だなというふうには思っています。住宅事情が悪くて置戸に住まないで北見やほかの町から通勤しているというふうには思いません。先生のお話が出ましたから、推測でありますけれども、やはり教職員になってその後結婚されたりして、将来自分がどこに住もうかという将来設計、やっぱりあるだろうと思えます。ただ、その時に、もちろん定年後のことも含めてでありますけれども、どこに住むことが自分たちにとってより良い生活を送れるのかという、その選択だろうというふうには思います。

したがって、先程もちょっと理由の一つとして申し上げましたけれども、すでに家を建てたとか、あるいは子供の教育だとか、健康による不安だとか、そういったことも考えてこういう結果が出ているんだというふうには思います。しかし、一方では議員が心配されているように、管理職だけが地元に住んで、あとの一般の先生方についてはもう限りなく町外から通勤するような形になっていくんじゃないかという懸念をおっしゃられました。私も少なからずあります。しかし、これはやはり設置者が町長であるとか何とかというよりも、やはりその現場で働いている人達との話し合いと言いましようか、そうしたことをやはり積み重ねる必要があるだろうと思えます。

そうした意味では学校側ともこうした実態について教育長を通して、あるいは私が直接話しをすることが良いのであればそれはやぶさかでないと思っています。やはり小さな町の実態、あるいは悩みだとか懸念材料だとか、そういうことを率直に申し上げて、やはり理解を求めていくしかないんだろうなというふうには思っております。

当然ながら住宅環境というものについてはこれからもきつと考えていかなければならないことだろうというふうには思っていますが、教職員住宅だということで無駄にならないようなことでの住宅環境を整えていくというのはこれからも重要なことであろうという中で、特に新しい教員と言いましょ

うか、新入の教職員の方々についてはできるだけそうした地域での願いと言いましょか、思いと言いましょか、そうしたことを積極的に働きかけていきたいと、このように思います。

○佐藤議長 教育長。

○平野教育長〔自席〕 教員の人事については私の方でも携わっていますので、私の方からもちよつと実情等ちよつと補足させていただきたいというふうに思っています。まず、私も教員をしておりますので、置戸町の環境、教師にとっての環境についてまず話させていただきますと、町の小学校、中学校に対しての教育予算というのは他の市町村に比べて極めて高いものがありまして、来られた先生方は一様に本当にここまでしていただける町村はないなあという感想をまず持たれます。また、住宅環境につきましてもほかの市町村に比べると私はかなり良い住宅がそろっておりますし、住宅料についても非常にほかの町村から比べると安い住宅料だなあと思っております、教員にとってはとても良い環境だなあと思っておりますし、また子どもたちも非常に落ち着いていてしっかりと授業に臨めるということで、教員にとっては非常に良い環境だなあと思っております。

また、私も佐藤議員と同じように教師としての力があって、そして中学生の子供が置戸に住んでいただける、そんな教師がひとりでも来ていただきたいなというふうに強く望んでいるところなのですが、年々そのことが非常に難しくなっているなというふうに私も実感しております。その要因をちよつと考えますと、一つは共稼ぎが非常に増えているなということで、教員についてはともに教員をしている家庭が多いです。2人の通勤範囲ということを考えて、それは負担にならないような場所で住みたいということが一つあります。

それから、町長の方からも話がありましたが、これがいちばん大きいと思っておりますが、子供の負担。なるべく落ち着いた環境で転校させることなく小中学生を過ごさせて、そして高校へというふうに考える教員が多いです。そんなことを考えると北見で小中学生時代を過ごさせて北見の学校へというふうに考える教員が多いなというふうに考えています。また、引っ越しすることの負担もとても大きくて、なるべく引っ越しをしないでというふうに考える教員も多いですし、また、自宅を構えたいというふうに考える教員もとても増えてきております。そして、家を建てるなら子供が小さいうちに建てて一緒に過ごしたいというふうに考える職員も非常に増えているというふうに思っています。さらに、教育局の方も私どもがなるべく置戸に在住する教員をとというふうに望んでも、教育局の方でそれを条件に異動を進めるというような状況ではなくなってきました。

それぞれの町村で住んでいただける教員をとということで考えると、異動が進まないということで、局の方で押さえていて、全くそういう条件等が飲んでいただけないという状況になってきます。置戸だけではなくて、ほかの市町村も地元で住んでいただいとという町村が多いので、なおさらそういう条件になっていると思います。また、人事異動も変わってきてまして、置戸でいうと今後5年を経過した教員については極力異動させていいということで、こんなことがこれから原則的にしっかりとやっいていこうということになっているので、5年サイクルで異動ということが増えてくるかというふうに思います。そうするとなおさら引っ越しをなるべくしないでというような状況もできますので、そんなことも大きいのかなというふうに思っています。

また、置戸は北見からの通勤エリアですので北見から通えるという意識がとっても強い場所です。訓子府などは、そこら辺のところは強くて、訓子府あたりは8割が通勤者だというふうに聞いており

ます。とはいえですね、状況は難しくなっているとはいえ、やはり置戸町のことを考えますと。

○佐藤議長 4番。

○4番 岩藤議員〔自席〕 休憩ちょっと願います。

○佐藤議長 ただいま、4番岩藤議員から休憩を求める動議が提出されました。ほかにこの動議に賛成する議員はおりますか。

（「賛成」と発言する者あり）

○佐藤議長 ただいま、岩藤議員から休憩を求める動議が提出され、この動議にほかにひとり以上の賛成者がありますので成立をいたします。

休憩の動議を議題とし、採決します。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○佐藤議長 起立多数です。したがって休憩の動議は可決されました。

休憩をいたします。11時から再開をいたします。

休憩 10時43分

再開 11時00分

○佐藤議長 それでは休憩前に引き続き会議を続けます。

教育長から発言を求められていますのでこれを許可します。

教育長。

○平野教育長〔自席〕 先程の私の発言、すべてのものについてルールに沿わぬ発言でありましたので、全て撤回させていただきます。

○佐藤議長 9番。

○9番 佐藤議員〔一般質問席〕 いろいろ人口減少問題は非常に大きな問題ということで、あらゆる角度からいろんな施策を講じなければならないということで、そのことについて町長から回答がありました。それで、なんとかですね、3,000人台をキープするためにもいろんな施策を講じていただきたいといったことをお願いしまして私の質問を終わります。

○佐藤議長 5番 細川昭夫議員。

○5番 細川議員〔一般質問席〕 通告にしたがい町長に質問いたします。地方自治体消滅が警鐘された今、町の活性化を生み出す職員の指導について、主に次の3点を中心にお尋ねをいたします。

一つ目に、芽を摘まないで士気高揚につながる指導を。二つ目に能力を生かすためには減点評価から加点評価へ。三つ目には先例主義、村社会、縦割り行政からの脱却、そのための課長会議の成果を。

先程、佐藤議員の一般質問の中で、増田元総務相の話がなされました。それに対して町長からも多少のコメントがありましたけれども、私からもあえて重ねてお話をさせていただきます。

増田寛也元総務相を座長とする民間有識者の組織、日本創成会議は今年5月に人口の減少と東京での集中がこのまま続けば日本の半数の市区町村では行政サービスの継続が困難になって、896の自

治体が消滅すると公表しました。地方に暮らす私たちには一つの警鐘として考える契機にしなければいけないと思います。

ただ、そうならないように示された処方箋の中身が従来の公共事業や施設整備に過ぎないと、片山善博元総務相が反論しています。今回のレポートは抽象的に雇用の創出を言うにとどまっているが、産業の創出で重要なことは地域に何が必要かについて地方自身が考える機能を取り戻すことにあると。これまでは中央政府が画一的な制度と政策を作っては示して、地方から考える力を吸引し続けた。地方は自分で考えるよりも中央政府の考えに合わせる生活習慣病にかかってきた。これを改めなければいけないと戒めています。

私は3月の定例議会での一般質問で、100年後を見据えた町づくりをと町長にお尋ねしました。期せずして、その2カ月後の5月にこの警鐘が鳴らされましたが、私は決して町が消滅するとは考えていません。もちろん町長も職員の皆さんもそう考えるわけがないと思っています。ただ、旧態依然の行政運営を続けていけば、消滅はないとしても限りなく死に体に近づくことを私は危惧しています。職員各自がどうせ自分ひとりでは、自分ひとりが頑張ったってだめだ、何も変わらん。あきらめ、自信喪失、退廃ムードの蔓延、希望に満ちた新入職員もこのスパイラルに飲み込まれてしまいます。自信と誇りを持たなければなりません。

日本全国どこへ行ってもきれいな空気を吸い、蛇口をひねると水が出るのが当然と思っています。それを可能にしているのは農山村に暮らす私たちがいるからです。森林や水資源を守り、空気を正常にし、食糧の供給を担っている私たちの町が衰退することは、日本国土の衰退なのです。片山総務相が指摘するように、考える機能を取り戻すことが必要です。

職員が自身をも生き生きと躍動感を持って行政を担っている姿を見れば、住民もまたよしがんばるぞと気合いが入ります。役場庁舎が職員のパワーであふれ、ふくれあがるのを住民は期待しています。その総責任者である冒頭に述べた3点は例えとして捉えて答弁をお願いいたします。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 細川議員からは今年の3月の定例議会だったと思いますが、100年後の町づくりについてというようなご質問をいただいたと思います。

その時にも私の考え、いろいろと述べさせていただいたというふうに思います。多少重複する点あるかというふうに思いますけれども、ご容赦いただきたいというふうに思います。

まず、職員も率直に申し上げまして、私が30代の時には確か8割近くは30代の職員でありました。今は40、平均年齢にしても40代半ば位になっているんだろうと思います。その間30数年経っておりますけれども、社会も大きく変わってきました。職場の環境も変わってきました。人も変わってきたというふうに思います。そうした中での人づくりと言いましょか、職員の研鑽をどう図っていくのか、非常に難しい問題でもあるというふうに思います。しかし、職員が町づくりの先頭に立たなければならない大きなけん引車にならなければならないというのは職員がおっしゃる通りだというふうに思います。

そこで最初にご質問にお答えしたいというふうに思っていますが、議員からもご紹介ありましたように、5月8日に日本創成会議の人口減少問題検討分科会の方で2040年の国内の人口推計をしたところ、全国自治体の約半数に当たる896の自治体が人口減少による消滅の可能性のある、消滅可

能性都市というふうに言われて発表されました。地方から大都市への人口移動、特に子供を産む人の大多数を占める20代から39歳と言いましょか、この女性人口が2010年時点から30年間で半減をし、有効な手を打たなければ将来消える可能性があるんだよということでもあります。

人口減少、先程来佐藤議員のご質問にもいろいろとお答えしてきましたけれども、率直に申し上げまして大きな課題であります。これは少子化が進む日本が抱えるある種最大の課題というふうに言ってもいいんじゃないかというぐらい、私はそうした大きな問題だというふうに認識しているところがあります。私どもも含めてでありますけれども、一つの自治体の努力では解決できないというような大きな課題もこの中には含んでいるというふうに思います。しかし、このような状況の中で、いかに人口減少を食い止め、あるいは活力のある町づくりを進めるということは、町として、また町職員として当然の課題でありますし、責務であるというふうに思います。そのために、日頃から職員の資質向上を図るべく、職員の充実あるいは研修等への派遣について努めているところでもあります。また、職員に対しては常にこの構想力と言いましょか、この構想力を磨きながら、自分たちのやっている仕事に誇りを持って町づくりに貢献できる職員として業務に当たってほしいということは常日頃申し上げているところでもありますし、課長会議や職員と話をする機会でもそんなことを申し上げているところでもあります。

冒頭申し上げましたけれども、今年の3月議会で議員の方からご質問をいただきましたその際に同様のことを答弁しているというふうに思います。

具体的な部分で申し上げますと、職員の提案制度というものがあるわけではありますが、すこやか子育て応援事業、これらについては職員の発想の中から生まれましたし、この提案制度を通して事業化したものでありまして、子育て世代の医療費負担の軽減と併せて地域経済の振興の一助ということにもつながっていった事業であろうというふうにも思っております。この制度とは別になりますけれども、住宅用の太陽光発電のシステムに対する補助事業、あるいは元気なまちづくりの活動支援事業、高齢者等の住宅改修費の助成事業など、職員のそうした意味では前例にとられない発想から形となったものであります。

このように自分の考えというのが形になるということは職員にとっても大きな励みになるということから、職員の意見あるいは考え方について、できるだけ耳を傾け、積極的に取り入れていこうじゃないかというふうに思いながら進めてきたつもりであります。地方行政を継続的に運営していくには、やはり議員からもお話がありましたように、この条例主義あるいは前例主義あるいは条例というものを順守しなければスムーズに進めていくということが困難な場合もございます。そのために課長会議という場が単なる管理職に対する報告の場ということだけではなくて、時々の政策課題あるいは懸案の事項について協議をする場としておりますし、今後においても積極的な議論の場として機能させていきたいというふうに考えております。

また、限られた人員の中で効率よく業務を遂行するためには、なにより職員の意欲を高め、やる気を喚起することが第一であるというふうに考えているわけでもあります。職員のひとりひとりの成長と言いましょか、研鑽を深めていく、意識を高めていく、そのことが組織の成長にもつながっていきますし、職員全員が価値観というものを共有しながら一体化した組織としての確立、そういうことが必要であろうと、このように思っているところでもあります。このためにも将来の置戸町を担う、また

背負う人材の育成に今後とも積極的に取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

○佐藤議長 5番。

○5番 細川議員〔一般質問席〕 今、町長の答弁の中で、三つ、四つと職員から提案されて町づくりの活性化のための条例等が新しく制定されて、それが住民のために非常に役立っていることを私もそれは十分に承知をしております。いつでしたかね、当時の町民課長さんが20万円限度のやつができましたですね。あの時に、議員とのやりとりの中で、これはちょっと自慢してもいい提案ですということで、何か職員のみなさんからひんしゆくを買ったんですが、私は逆にそれは職員提案して、自信あったら自信があるというふうには僕は胸を張って言うべきだと逆に応援した経緯があります。そのことが大事でないかと思うんですね、今町長が個々の研鑽を積んで能力を高めていくことが、やっぱりその全体の活性化につながるという話もありましたけれども、これなかなかそう僕は町長が答弁したようには機能していないんでないだろうかと、特にその課長会議を例に出したのはですね、それはやっぱり条例、大事な予算をもとに行政を運営していくわけですから、ちょっとでもはみ出たことの発言があれば、お前なんだというような雰囲気がないのかどうか、ましてや町長の立場で見れば、町長は行政職員として長い間務めているわけですから、若い職員たち、後輩の職員たちが発言して、町長からみて「なんだ、そんな発言は」というような、そういうような発言が仮にあったとしても、私は敢えて芽をつむなとここに出したのは、それは口に出さないでからで飲み込んで、まず職員から自由に発言させると、そういう雰囲気を作ることが必要ではないかなあと、そう思っているんですが、町長は自信を持っていますのでね、なにげなく言ったとしても職員の伸びようとしている力を抑えているのではないかと、そのように思えてならないわけですが、その点、町長の口からここで言うのは変なんですけれども、それと同時に町長と職員の間立っている副町長の立場も僕は十分必要だと思いますし、職員の芽をつまないで伸ばしていくためには、やっぱり緩衝材じゃないですけども、そこで間に立って職員の肩を持つような、そういう役割も必要だと思いますし、また、先程も言いましたけれども、希望に燃えて入ってきた新しい職員も、その職場の雰囲気、沈滞ムードと言ってしまったら課長のみなさんから大変失礼かと思えますけれども、私が若い頃から見たらどうも空気がよんでいるかなと、やはりこんだけ人口減で予算もどんどんどんどん減っていつている、落ち込んでいくムードは仕方ないとしてもですね、その中でやっぱり活気を持ってやっていくというその雰囲気、課長たちが希望に燃えてやっている姿を若い職員たちが見れば、よしやろうかと、そういう気持ちになってゆくと思うんですが、これは第三者の目からみて、そうはなっていないという、町長はおっしゃるかも知れませんが、私その結構職員の研修問題では話はしているんですが、職員個々の能力ということじゃなく、町長の指導能力ということでお話をお伺いしたいんですが。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 課長さんたちがどう思っているかわかりませんが、率直に申し上げて条例だとか規則だとか決まりだとか、もちろんあります。そのことを順守しなければならないのが地方公務員でして、当然のことです。しかし、自分自身がこういう生活と言いましようか、職員生活を振り返った時に、私は決して決まりや条例なんかの裏をみようと思ったことは一度もありませんけれども、しかし、拡大解釈というのはよくしたものであります。町民の人からいろいろ要望があったりした時に、なんとか声と言いますか、希望に応じてやるのが出来ないかなと、しかし一方では決

まり、規則、また条例等もありますから、それをクリアしなければならないのは当然でありますけれども、そうした思いというか、願いというものをなんとか実現できないかなというふうに分かたず自分でやってきたつもりでありますので、課長会議等で私が、それは条例だとかなんだとかを申し上げて、どうこうと言ったのはあまりないと私自身は思ってます。ちょっと聞いてみないと分からないですけどもね。そういうふうには、私自身は思っております。そして、課長もやはりですね、人事異動で長い間1カ所にいるというのはごくごく限られた職員だと思います。短い期間で異動がなされることによって、なかなか掘り下げて、あるいは今私が申し上げたように、少し拡大解釈でもしてなんとかならないものかなというふうには、そこまで踏み切れないというか、踏み込めないというのものもあるのかも知れません。しかし、少なくとも課長会議が先程も申し上げましたけれども、連絡事項を申し上げるといふ場じゃなくて、やはりお互いが直接的に自分のエリアになっている仕事でない部分であったとしても、共通の認識と言いましょうか、そういうことを持って日常の仕事にあたってもらわなければならないということは申し上げてきておりますので、そういう意識はそれぞれの課長も十分持っているだろうというふうには思います。しかし、もっともっとその意識を高めていかなければならないということとは言えると思います。

それと、やはりこれも何度か議員にも答弁の中で申し上げてきたことでもありますけれども、やはり役場での仕事というのは当然ながら置戸町役場の職員としてやるわけでありまして、その仕事以外の部分と言いましょうか、仕事が終わった後の活動なり行動というものが、ある種地域の、また町内のと言いましょうか、そういう人達から評価、大きな評価として受けるという立場も同時にあるんだというふうには思います。全てとは言いませんけれども、地域の中で、町内会の中で、自治会活動を積極的に関わりを持ち、やっている職員もたくさんいるということを知っていただきたいというか、理解をしていただければなというふうには思いますし、また、それぞれの職員のキャリアと言いましょうか、そのことによって十分な働きをしていないという人も若い人の中にはいるかも知れません。ぜひ、地域の中で、自治会の中でまた職員を育てていただければなというふうにも思います。

○佐藤議長 5番。

○5番 細川議員〔一般質問席〕 職員の地域社会での活動について答弁をいただきまして、先頭に立ってあるいは事務局として一生懸命町内活動等にも取り組んでいただいていることは十分承知してはいますが、全般的に見てですね、町長が思うほど役場職員仮に約100人とした場合に、地域活動を先頭を切らないまでも、参加いただいているというのは、これは先ずどこの町内を聞いても、実は町長、評判がよくないですよ。本当にどうして職員が参加してくれないんだろう。これは、町議会議員の私が言っているわけじゃないんです。これは住民の声としてぜひ私の言ってることは、これは置戸町に住んでいる住民が言ってるんだということ。

皆さんここで課長職でやっている方は責任がありますからやってくれてますよ。ですから、そんなわけないだろうと言うでしょうけれども、住民の目から見たら決してそうではない。役場職員であるから、もちろん条例を逸脱するようなことはもちろんできないんですけども、先程わざわざ村社会からの脱却ということをして上げたのはですね、これはもう条例を盾に、上は中央省庁のトップから始まって、末端はこういう町村の行政職なんだろうけれども、やはり条例を盾にとっては、それは無理だというのはこれは第一にあるんですね。ですから、これから脱却しないことにはこれだけ

落ち込んできた地方自治体の行政が活性化していくにはですね、そこから抜け出すのにどうしたらいいか。これは僕は真剣に考えてほしいと思いますね。

結局村社会という縦割りですね、結局それは俺の仕事ではない。条例がこうなっているからだめだ。そこからどうやって抜けるか、課長会議なんかでも、よその課長が人の課長が仕事のことには口を出さな、余計なことを言うなど。なっているかどうか分からないですけれども、想像するに難くないですけれども、私はこのことを抜きにしてどんどん議論を深めていって、こんだけ落ち込んでいった町の活性化を取り戻すにはどうしたらいいのかということに取り組んでほしいなと思います。

私自身が置戸に住みついて、もともとサラリーマンで置戸から通っていましたが、北見に。なんで置戸に住みついたか、もちろん親が弱くて、親孝行の面が半分ありましたけれども、当時の社会教育に僕は通いながら参加していましたので、50%置戸の社会教育に魅力があって置戸に戻ることを決心したんです。当時のやっぱり公民館活動は素晴らしかったし、その社会教育が住民のリーダーを育てていって町をつくってきたのは事実なんです。その中から商工会青年部も生まれている色々な事業に取り組んできました。その中で自分もさらに上を目指して、そしたら町会議員を目指して町づくりに取り組むか、そして現在は70歳も過ぎてしまいましたけれども、自分の一生を考えたらやっぱり原点は置戸の社会教育にあったのかなと。社会教育すなわち職員の指導力なんですね。

町長、先程、佐藤議員との定住問題でもちらっと触れましたけれども、やっぱり住民自ら動いてもらわないと何ともならないという発言がありました。私もたびたびそういう発言をして町長からは住民自らがやっぱり考えて行動してほしい。こんだけ落ち込んでしまったですね、特にリーダーが育っていない中で、高齢化社会の中では無理なんですね。無理とは言わないです。先程言ったように、役場職員が本当に活気あふれたら住民もやっぱりやろうかという気になります。ですから、そのことを一つ、こっちからあっちからとごっちゃになってしまっただけで答弁もゆるくないかと思えますけれども、例えば勝山の小学校問題もですね、やはり僕は、佐藤さん、当時佐藤さんは議長でなかったんで、勝山小学校をどうするんだと、確か9月ですかね、答弁をやりとりした後、結論は出ていないので僕は12月、3月続けて質問しましたけれども、町長はあくまでも地元住民の意向が大事だということで、課長会議の中でも発言された方がいてもなかなか取り上げてくれなかったという話も、やっぱり風の便りで聞こえてくるんですよ。

ですから、そんなこともひっくるめて、全部総合したうえで、やっぱり町長がね、職員を育てる目、結局原点主義というのは条例違反、規則違反だということを抜きにして、もちろんそれはあからさまな違反はだめですけれども、多少のミスは目をつぶって、先程の課長を褒めたんではないですけれども、やっぱり上に向かってのびる目が出た時には評価していこうと、そういう加点主義を取り入れていくことが僕は町長の仕事だし、副町長もその一端を担っているんでないか、そのように思うんですが、ちょっととりとめもない質問になりましたけれども、どうでしょうか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 なかなか難しいというのか、人はですね、やっぱり褒められればこれは気持ちがいいですよ。そのことによってやっぱり伸びるというか、そういうことにもつながっていくということとははっきりあると思うんですね。基本はそこにあるんだと思います。しかし、それだけでどうなのかという問題がいつもあると思うんですね。

私は条例主義だとか、前例主義だとか、先程もちよっと申し上げましたけれども、率直に申し上げて、前例という部分については率直に言って好きでないです。それと今のことについていろいろ議員の方からお話がありましたけれども、やっぱり20年前に今の町の予算規模と言いましょか、時には倍くらいありました。80億円に手が届くような予算規模というのが数年あったと思います。しかし、今残念ながらと言いましょか、40億円ぐらいなわけです、ご承知の通りです。ですから一般会計で申し上げるならば半分になっているということです。これは率直に言って地方自治体のすべてについて言えると思います。考え方ですけれども、どう整理していくのかということだと思います。もちろん予算規模が半分になったからといって元氣も半分でいいんだよというようなことではありませんけれども、いろんな形でそこに変化というものが生じてくるというふうに思います。

ですから、その年その年と言いましょか、その時々においてその予算を、あるいは状況をどう変えていくのかだというふうに私は思います。その中ではやはり職員ももちろんでありますけれども、町民の人たちをやっぱりその気にさせると言ったらちよっと言葉が説明不足かも知れませんが、やっぱり気持ちを燃えさせるというか、そういうことが必要なんだろうというふうに思います。

ですから、私がいつも言うのは町民の考え方だとか、町民の人もというのはそこにあるわけですし、それは役場の職員だけが一生懸命になってもしょうがない、しょうがないというよりも、職員は役場の職員が引っ張っていけど、こういうようなお話ですけれども、もちろんその姿勢は持っていなければなりませんけれども、それはあくまでも町民の人たちと一体となったものでないといかなものかというふうに思います。もちろん、先程来ずっとそれぞれの議員さんにも申し上げてきておりますけれども、やはり、役場の職員が少なくても町民の人たちよりも先に出ようという、そういう意気込みは不可欠なことだろうというふうに思います。それと、職員のことについていろいろお話が出ていますので申し上げたいと思いますが、最近は何かにパソコンというのが普及してきておまして、職員同士の会話というのが少なくなってきていると思います。

ある大学の先生に言わせると、雑談というのが非常に重要なんだというふうにも言う先生もいらっしゃいます。雑談をすることによってお互いを許す、あるいは許さないというのはまさに人間関係がそうした雑談の中から出来上がってくるんだというふうに言う方もいらっしゃいます。そうした意味では雑談を積極的には申しませんが、少なくとも職員同士の会話と言いましょか、そんなことを高めていくことが先程来申し上げ、あるいは議員の方からも言われたようなことに対して少し変化が生まれてくるのかなというふうにも思っているところであります。

○佐藤議長 5番。

○5番 細川議員〔一般質問席〕 今、町長本当に示唆に富んだ雑談という言葉が出てきまして、まさに私もしばらくそれを忘れていましたけれども、本当にこれは大事なことです。街並み整備をする時に、まだスタートする前にどんな町をつくろうかということで商工会青年部有志で5～6人が集まって、寝ないで議論したことがあるんです。その時に商工観光係の方がひとりついてくれて、朝まで本当に寝ないでわいわいがやがややったんですが、かなり後になってその担当者から一体商工会青年部の会議は何なんだと、何のとりとめもない、まとまりもない、まさに雑談だと。そういうことで私の耳に届いてきて、なるほど理路整然とした役場職員から見るとそういうふうに見えるのかなと思ったけれども、まさにこの雑談から置戸の町を作ろうということでスタートしました。あの人間ばん馬大

会も間もなく40回が来ますけれども、拓実小学校を借りて寝ないでわいわいがやがや雑談の中から生まれたわけですね。

まさに、今役場職員の皆さん方も雑談をどんどん取り入れて、人の領域は関係なしにどんどん進めていってほしいなと思います。私の質問もちょっと何と言いますか、饒舌になってしまつてとりとめもなくなりましたけれども、課長さんともども町長さん、一つそういうことで職員ののびる芽をどんどん伸ばしていただきたいと思います。よろしくお願いします。以上で私の質問を終わります。

○佐藤議長 4番 岩藤孝一議員。

○4番 岩藤議員〔一般質問席〕 それでは通告にしたがいまして町長に2件ほど質問をしたいと思えます。来年の開基100周年に向けてということで、今町内に実行委員会をいろいろ立ち上げて、来年の事業に対していろいろな計画が練られているというふうに思っています。その詳細につきましては、詳しくはまだはっきりしたものは聞いておりませんが、野外コンサートをやりたいとか、あるいは町民参加型の劇を作りたいとか、その中で町の歌を新しく作ったらどうか、いろいろな計画が出されているようですけれども、3月議会で町長に質問をいたしました。仮称木道プロムナード、今年度じゃなくて来年度に着手したいというような答弁をいただいたというふうに記憶しております。そんなことを考えますと、来年1年間というのは本当に多額の金額が町としてかかる年になるのかなど。それが100周年の節目の年になるのかなという想像もするところでもあります。そんなこともちょっとばかり頭の中に置きながら質問をさせていただきます。

一つ目のまず質問ですけれども、先程来佐藤議員、細川議員の質問の中で、日本創生会議の試算、置戸町も2040年には消滅するというような話で、詳しいことは先程来言われておりました。これは町長も答弁で言われておりましたけれども、日本の現状を鑑みればいたしかたのないことなのかなというふうにも思います。そんな中でも少子高齢化、人口の流出、強いては住みよい町づくりのため足の確保、病院や買い物などへの利便性を図る必要があると思っています。これは佐藤議員の定住対策という中の、もしかすると一つの項目、一つの手段ということになるかも知れませんが、この利便性を図るための地域間交流のインフラ整備、そういったものが必要でないかというふうに思われます。過去にも同様の質問が数年前にあったかも知れません。前任期での常任委員会の調査においても、当別町のふれあいバスを調査したというふうにも聞いております。そういったことを踏まえまして、このタイミングで地域間バスの地域間交流の地域間バス、そういったものを置戸町内で構築するお考えはないか、お伺いをいたします。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 初めに、町内での地域交通の現状について申し上げます。まず、公共交通機関としまして、平成18年の、ご承知のようにふるさと銀河線の廃線以降であります。北海道北見バスによりまして置戸線、勝山線、陸別線の3路線で代替バスを含めた運行が行われております。次に、本町で実施している交通対策であります。昭和45年から町内の医療機関への通院する方への交通手段として僻地患者輸送車を運行しております。町内を5つの地域に分けて、週1回から2回の運行であります。近年は通院後の買い物などの際に交通手段を持たない高齢者の生活に役立っております。このほかに、身体的な理由で外出が困難な高齢の方に介護移送サービス事業として町内の通院あるいはリハビリ、ショートステイ利用時の足としてリフト付きワゴン車、通称さわやか号とい

うふうに申し上げておりますが、このさわやか号を運行しております。また、疾病などを抱える高齢の方や、あるいは重度身体障害の方の通院あるいは外出時の送迎として、社会福祉協議会が実施しておりますハイヤーチケットの交付事業、これらについて支援を行っております。教育関係では、小学校中学校の遠距離児童、生徒の通学支援として、5台のスクールバスを運行しているわけでありまして。本町は過疎化が進む中、高齢化率も40%を超えておりますし、出生者数も年々減少傾向にあります。

これらの解決策として、子供を安心して産み育てられる環境づくりや、あるいは町民だれもが安心な、安全に住み続けることができる生活環境づくりなどを中心とする福祉分野の施策というものが重要なことは今更ながら申し上げるまでもないところであります。また、住みよい町づくりを進めるためには産業や教育の振興も不可欠でありますし、相対的な視点からの政策展開が必要であります。また、議員の方から少し述べられましたけれども、日本創生会議の人口試算は大変インパクトの大きな話題でもありますし、課題でもありますが、私も大変危惧を抱いているところでもあります。そこでご提案のありました地域間バスについてであります。一般的にコミュニティバスと称されておりますが、地域事情により運行形態もさまざまであります。基本路線の運行のほか利用者の希望する場所やあるいは時刻に応じて運行するデマンドバスなどが代表的なものであります。高齢化率が40%を超える状況の中、交通手段に不安を抱える方は増加傾向にあるため、早急な対策が必要な時期を迎えているというふうに思っております。いずれにいたしましても、現行事業の検証を行ったうえで、他の市町村での導入事例も参考としながら、置戸町の実態に合った地域間バスの導入について検討を進めたいと、このように考えております。

○佐藤議長 4番。

○4番 岩藤議員〔一般質問席〕 町長の方から検討を進めていきたいというような答弁をいただきました。とても喜んでおられるというように自分の中で思っておりますけれども、先程町長の答弁の中で、僻地患者輸送車の条例ですね、例規類集から引っ張ってみましたが、町長が言われた通り昭和45年にその条例が制定されているということで、そんな時期からもうあったのかなと驚いたわけですが、町長言われた通り5路線でということで、週に1回から2回ということで運行していると思っております。これには、ただ境野方面が入っていないですとか、現在ある北見バスとの運行のからみなのか、そういった関係でどうしてもそこは乗せることができないというような状況もあるのかなというふうに思ったりもしています。ただ、逆に置戸町内を見るとですね、拓実の方々は乗れるのに拓殖の高齢者の方は目の前をスクールバスが通りながら乗れないとか、若松の高齢者の方がやはり乗れないとか、今の状況でかなりそういった不公平感と言いますか、そういう部分が多少なりとも今の体系の中ではあるんだというふうに思います。

スクールバスを利用してということなんでしょうけれども、ちょっとインターネットで調べてみましたけれども、今年の2月12日に国交省の方で地域公共交通活性化及び再生に関する法律というものを改正するというようなプレスリリースが出ております。これは平成19年5月に施行の法律のようですけれども、中身を読みますと少子高齢化に際しての地域的な公共交通事業をいかに進めていくべきか、よりやりやすくしていくべく法律だというふうに取り取れるわけですが、町長は検討していくというふうに言ってくださいましたので、こういったものも国としてはどんどんどんどん実情に合わせて進めていけるような状況にしてくれているのかなというふうなことであります。

ので、町長本当に満額回答というか、検討するという事で答えをいただいたので、これ以上言うこともないんですけども、先程いちばん最初に100周年に向けてというようなことを頭において質問するというようなことを言いました。できれば、なるべく急いでですね、100周年の記念の一つの施策として100周年からこの地域間バスが置戸町内で運行されるようになったと、そういうことになればとても素晴らしい100周年になるのかなというような思いもありますので、そのあたり町長いかがでしょうか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 私はこういう地域間バスと言いましょうかね、町内にバスを走らせるというのはできるだけ制約がない方がいいと思うんです。しかし、スクールバスで顕著にあると思うんですが、どうせ家の前を通って行くんだから、ちょっと止めてやって乗せてやったらいいんじゃないかと、そういうのがあるんじゃないかと思うんです。ただ、スクールバスでありますから、当然学校には何時何分に着かなければならない、そういう制約もあるわけです。一定程度の、こういう話をすると先程お答えをした細川議員ももう1回立ちたいなんていうふうに、聞いてみたいなんていうふうになるのかも知れませんが、やはり一定程度その条件というやつが縛りとしてあるものなんです、それをクリアしなければならないというのが当然あります。しかし、冒頭申し上げましたように、この地域間のバスというのは私は本当にできるだけ面倒なやりとりをしない中で乗り降りできれば、利用できればいちばんいいなというふうに思います。これは相当知恵を出さなければならぬと思います。と言いますのは、中央のところには北見のバス、公共交通機関としてのバスも走ってます。しかし、なんて言いましょうか、メインの通りのことかというと、秋田、雄勝やあそこに住んでいる人達にすると、まったく高齢者の人達にすれば、家族の人たちがその手段を担ってくれるんだったらそのうちはいいいんですけれども、それがなくなったときに非常に困ると思います。ですから、冒頭申し上げたような、知恵を出して、できるだけ面倒な手続きをとらないでも地域間バスを運行できるような、そういうようなものを議論しながら作り上げていきたいなと、そういうふうに思います。議員の方から、何か100周年という話がありまして、何か期限を切られたような感じがしますけれども、少し100年の当初ということにはなかなか難しいかも知れませんが、100年の締めくくりくらいには間に合うように検討していきたいなと、こういうふうに思います。

○佐藤議長 4番。

○4番 岩藤議員〔一般質問席〕 あと、もう一つ最後確認なんですけれども、今北見バスがゆうゆまで行っています。例えば地域間バスを町内に回すとすれば、北見バスはもうゆうゆまで行かなくて、置戸どまりでいいのかなと。町長従来から言われておりますように、北見から帯広をつなぐ北見バスの路線というものは決してなくしてはならないと。それはまったくその通りだと思います。そういう意味からしても、北見バスの置戸どまりというのは一つありなのかなと。それで毎年北見バスの方に補助金、負担金になるんでしょうか、生活路線対策事業補助金ということで1市2町での負担ということで100万円そこそこ、昨年度はちょっと調べてみましたけれども、項目がないので去年は支出しなかったというふうに思いますけれども、平成24年度で107万円ほど支出ということになっています。北見バスがゆうゆまで行かなくなったからといって、この額がどれほど下がるかというのもちょっと分からないんですけれども、路線バスの運行体制あるいは経路等を考える上ではゆうゆまで

の運行というのも下手をするとなくなってしまうのかなということも含めて考えていってほしいなと思います。いかがでしょうか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 ゆうゆまでというのはいろんな狙いがありました。置戸の町民だけではなくて、町外からゆうゆに来ていただく人達のことも含めて、それから地域的に言えばとりわけ勝山地域の人達にとりまして、ある種バスを運行しているということでの安心感と言うんでしょうかね、そういうような思いでゆうゆまでつないだわけでありまして。今の地域間バスを運行するとしても、この辺の議論はきちっとしなければならぬだろうなと。置戸町民にとりましてなくてもいいということになるのかも知れませんが、北見や訓子府の方々、そうした人たちの視点から考えると、本当にどうなのかというこの議論もきちっとしなければならぬだろうなと、そんなふうに思っています。

○佐藤議長 質問の途中ですが、しばらく休憩します。午後1時から再開します。

休憩	11時56分
再開	13時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番 岩藤孝一議員。

○4番 岩藤議員〔一般質問席〕 それでは二つ目の質問に入りたいと思います。冒頭100周年がというようなことで、そんなことを頭に入れながらというようなことを言いましたが、二つ目の質問をするにはちょっとそぐわないかも知れません。通告書に書いてある通り町長専用の公用車は平成7年登録、ゆうに20万キロを超えた走行距離と聞いております。また、以前は施設整備課の職員が運転手として運転を担ってきましたが、現在は総務課での対応となっております。この公用車も19年を経て、今年9月には車検とのことをございます。そこで、今後の公用車の更新も含め運行の体制をどうするのか、町長の考えをお伺いいたします。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 初めに町所有の公用車の現状であります。一般車両が36台、建設車両が13台、スクールバスが5台、上下水道車両が2台の、合計56台を所有しております。これらのうち、事務職員がおもに日常の業務用として使用している車両は18台であります。この18台のうち、15年以上経過している車両が8台、また20万キロを超える走行距離車が4台あります。これらについては随時更新が必要になってきます。なお、本年度ハイブリッド車2台の更新と日本赤十字社の方から災害救援車として1600ccのライトバンを1台寄贈を受けております。ご質問の町長専用の公用車ですが、平成7年の9月に更新購入から19年が経過します。走行距離は現在25万7000キロを超えておりますが、主な行き先としては網走市をはじめオホーツク管内がほとんどでありますし、年間走行距離は平均1万キロから1万3000キロ程度であります。

また、この運転業務につきましては、これまで施設整備課の車両専門職員が運転を担ってきたわけですが、職員が3月に退職した後は一般職の対応とし、総務課職員がその任に当たっていると

ころであります。ただ、会議等に課長職が同行する場合については、一般の公用車を担当課長が運転して対応している状況であります。この車両の状態ではありますが、経年劣化等による消耗は随所に出しておりますが、つど修繕で対応しておりますので、現状としては運行には支障をきたすことはございません。以上申し上げましたとおり、使用年数、あるいは走行距離ともに更新時期にきていると思っておりますが、定期点検や修繕により現状では走行可能というふうに判断をしているところであります。しかし、大きな障害と言いましようか、故障等が出現した際には更新を提案させていただきたいというふうに考えております。また、運行体制については当面現状通り続けていきたいと、そのように考えております。

○佐藤議長 4番。

○4番 岩藤議員〔一般質問席〕 今、公用車の現状を町長の方から説明いただきました。25万キロも走っているということでもちょっとびっくりしたんですが、予算書の中には、例えば車両の維持管理費というのは出てきますけれども、公用車単独の年間の維持管理費とかっていうのは、僕ら議員の方にはちょっと計り知れないと言いますか、分からない状況ですので、あのシマが年間どのくらい管理費がかかっているのかちょっと分からないですけれども、町というか、町民の中では人口3,200人の町になってしまって、町長なんだから専用の黒塗りの公用車なんていうのはいらないじゃないかとか、一般の公用車をその都度空いてるものを使うというのも一つの方法ではないかとか、いろんな意見もたくさんあるのもいろいろ聞いております。

一方でまた、町長の仕事ぶりといったらちょっと失礼かも知れませんが、例えば在庁しているかどうかというふうに町長を訪ねた時に、1週間のうちに本当に町長が置戸にいるのは1日あればいいくらいの、それくらいの激務の中の仕事をこなしてというふうにも思います。そんな中で、以前、齊藤町長時代に、齊藤町長に聞いたことがあります、町長に気の休まる時間というのはいつですかということ聞いたことがあります。その時に町長が、僕が気が休まるのは札幌に行く列車の中、約5時間だけだというようなことを言っていたのを今でも思い出します。そんなことと比べた時に井上町長が例えば網走に出張、網走管内いろんなところに出張する、北見に出張する、またそういった場面でお酒を飲む場合もあるでしょう、あるいは突然の何かで車の中で着替えなきゃならないという部分も多々出てくるのはあるんだというふうに思います。

そういったことを考えた時に、6月8日の北海道新聞の記事ですけれども、黒塗リセダンは時代遅れと、そういうような見出しで政治家の脚にはミニバンが人気というような記事が出ておりました。国会議員含めて今はセダンの車じゃなくて、バンタイプのワゴン車ですね、そういった中の空間の広い車が主流であって、そして車代金も黒塗りのセダンの半分くらいで購入できると、そんな理由で今はもうワゴン車が流行っているという記事が出ておりました。9月が車検ということですので、購入するのであればそのタイミングで購入するのが丁度いいのかなというふうに思います。そのあたり、町長、今も控室の方で同僚議員の方から、この質問は買えと言っているのか、それとも買うなど言っているのかどっちなんだというような、お前どっちを聞きたいんだというようなことがありましたけれども、僕も迷っております。ただ、町長個人のと言いますか、仕事の激しさと言いますか、激務ということ考えた時に、やはりそんな高いものじゃなくてもいいものを、ある一定程度費用のかからない、今流行りのハイブリッドといったもののワゴン車を更新するのが今の段階ではいちばんベスト

ではないかと思いますが、町長いかがお思いですか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 黒塗りという部分については私には何のこだわりもありません。ずっと齊藤前町長が乗っておられた公用車をそのまま引き継いで乗っているんですが、率直に言ってだめになるまで乗ろうと思っています。車検とろうと思っているんですよ。

それとですね、更新する時は、例えば今ある車両を乗っていけばいいじゃないかと言うのもあるんだけれども、私はライトバンでもなんでも構わないんです。むしろ運転する人の方がいろいろ気遣うというか、そういうところがあるのかも知れません。ですから、今の公用車と言いましょか、公用車を更新する時には、なんて言ったらいいんでしょうかね、大きな車がほしいと言うわけじゃないんですけれども、7人くらい乗れるようなこういうやつがあったら、私が乗っていない時はと言うか、町長が乗っていない時は別な利用の仕方もあるのかなというふうにも思ったりします。ということは、議会議員はそうかも知れませんが、ある程度の人数でどこか研修に行く時に活用できるようなことともどうなのかなと。みなさんももちろん10人がそのままなんてことにはなりませんけれども、そんなふうなことも含めて更新する時は考えたらどうかというふうに思っております。いずれにしても今の車は、私的にはもう一度更新したらいいんでないかと思っていますが、町民の方がもうそろそろ黒塗りでなくていいんでないかと言うなら、それはそれで考えたらいいなのかも知れませんが、いずれにしても黒塗りがそうじゃない色に変えたとしても、車が1台必要にはなってきますのでね、できるだけ経費かからないように、お金がかからないように考えたいなと、そういうふうに思っています。

○佐藤議長 4番。

○4番 岩藤議員〔一般質問席〕 町長それほど車に興味のない方なのかどうなのか分かりませんが、本当に個人的な感覚でいくと、我が町のトップである町長がよそへ行って町民を代表しているんな会議で顔を出す時に、せめていい格好して行ってほしいなとか、格好いい町長であってほしいとか、多少なりともあるわけです。その時に、やっぱり格好いい車でさっそうと井上町長が降りてほしいなという思いもありますけれども、町長もう一回車検を取ることですので、それは町長の考えとしてそういうことなのかなというふうに理解いたしました。

あと、車両のことはそういうことで理解しましたけれども、運行の運転手さんの問題ですけれども、いろいろ話は聞きます。来年の春にはある程度の方向性も出てくるのかなという話も聞きますので、そのあたりは町長の方でしっかり考えていただいて、町長専用の公用車の運転手というものが僕はあってもいいと思いますけれども、町長の判断でそのあたり来年4月に向けて運行体制をしっかり考えて行ってほしいと思います。以上です。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 今までも施設整備課と言いましょか、この人たち基本的には自分たちの仕事を持っていて、町長が出かけるときの日程というのははっきりしてますからね、その時間帯を車を運転してもらおうということであって、本来持っている仕事というのはあるわけですよ。ですから今もそうなんですけれども、総務課の職員も本来の仕事もちろん持っています。

そういう中で、私が出かける送迎ですよ、これについてははっきりしてますから、その時間帯運転してくれということでありまして、私のために待機をしていると、私が出かける、送迎するために

待機をしているという状態とはかなり違うなというふうに思いますね。職員の人になれば本当は専用という方がずっとやりやすいのかも知れませんが、よりなんて言いたいでしょうか、効率的と言いたいでしょうか、そういうことを考えますと、今のようないやり方と言うのも理解をさせていただいて、当面はそういう形で行きたいなと思っています。

○佐藤議長 1番 嘉藤均議員。

○1番 嘉藤議員〔一般質問席〕 通告にしたがい町長に質問をいたします。農業用GPS補正システムの構築、普及についてという質問でありますけれども、町長もご存知のこととは思いますが、近年と言いますが、7～8年前から農業の分野においてもGPSを利用してトラクターや農作業機による、高精度の作業を実施している例が多数見受けられます。例えば、無人の田植ロボットや自動で畑を耕す、畝を切ったり、播種をする、あるいは肥料や農薬を正確に散布するなど、あらゆる分野の利用が可能です。このシステムを利用することにより経営の大規模化に伴う生産性の向上が考えられますし、労働の生産性ということでは、作業の効率化、省力化、労働負担の軽減や安全性の確保ができ、作物の生産性では収量、品質の均一性、向上や化学肥料、農薬の適正施用などが期待できます。

置戸町におきましても現在10軒前後の導入があると聞いておりますけれども、何分高価なシステムでありますし、精度の向上には固定の局が必要ということでもあります。他の町におきましても、モデル事業で導入や固定局の設置をした例もあると聞いております。本町の農業の振興においても有効なシステムと考えますので、将来導入に向けた情報の構築、関係機関との連携が必要と考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 GPS全地球測位システムですが、ご承知のようにカーナビゲーションあるいは携帯電話などで身近な生活に普及しておりますが、近年ではご紹介ありましたように、トラクター用のGPS、ガイダンスシステムとしての農業分野にもその利用というのが年々進んできております。

このGPSガイダンスシステムについては車のカーナビ同様に車両の現在の位置あるいは方向、速度というものを把握できるほかに、設定した作業感覚による経路誘導というのをリアルタイムに行うことができるというのが大きな特徴であります。北海道農政部によりますと、平成20年度から24年度までの5年間ににおけるGPSガイダンスシステムの出荷状況であります。全国で2,540台、うち道内が圧倒的に多く、そのうち2,340台ということになっております。なかでも平成24年度は830台が道内出荷となっております。年々増加しているという調査結果が発表されております。

町内では10台程度の導入というふうに推測されております。現在、農業分野で市販されているGPSガイダンスシステムの方式は2種類あるというふうに聞いております。一つは標準的仕様というふうに言われております相対測位、GPSの頭にD、ABCDのDなんですが、DGPS方式であります。主に耕期、あるいは施肥また防除作業に利用されておまして、価格は30万円から50万円前後であるというふうに言われております。

もう一つは、動的緩衝測位、RTKGPSというふうに言われてますが、この方式でありまして、

畝切り作業を伴う播種あるいは移植作業などを用途とするものでありまして、精度が高く、作業誤差が数センチとも言われております。ただ、価格は100万円程度ということで高価であります。

そこで、議員からご質問がありますGPS補正システムであります。この動的緩衝測位方式を導入するために必要な電波の補正をするための簡易基地局、この設置が必要になってきます。北見農業試験場に確認したところ、標準的な設置費用については200万円くらいだということであります。オホーツク管内におけるGPSガイダンスシステムの導入あるいは利用状況であります。畑作を中心とし施肥あるいは防除作業の利用というのが主なものの利用であります。動的緩衝測位方式の導入については、導入経費が今申し上げましたように高額になることもあって、まだ導入は少ないようであります。

GPSガイダンスシステムなどの情報通信技術というものは農業利用への普及あるいは促進ということが経営規模の大規模化に伴う営農作業の効率化あるいは省力化、さらに安全性の確保等の労働生産性の向上などからも有効性は高いというふうに言っていると思います。また技術的には小麦の追肥など肥料の適正施肥と言いましょ、こういうことからもいわゆる精密な農業展開が可能であると同時に環境保全型の農業に対応する技術革新の一つでもあるというふうに言われております。

また、夢のある次世代農業を目指す若い後継者の農業経営の意欲の向上ということにもつながるような技術でないかということも言えると思います。しかし、同時に圃場の大区画化あるいは農地の土壌診断の方法というものも同時に進めていくことが大切なことでもあります。ご承知の通り、情報通信技術の進歩というのは非常に早く、ご質問のGPS機器も安価でかつ高精度のGPSガイダンスシステムの開発が進んでいるわけでもあります。これらの情報というものを収集し、北海道あるいは農業試験場、農業普及センター、さらには農業等関係機関との連携を取りながら、検討や研究を重ねると共に、本町の農業振興にとっての有効性というものを見極める必要があるだろうというふうに考えております。

先程も申し上げましたように、置戸においては導入されているところが10台くらいかなというふうに聞いておりますけれども、10台を入れている人達にとってもまだ試行錯誤の状態でありますし、また、これらについてまだまだなんて言いましょ、十分理解していないということもあります。いろんなご意見もあります。先程申し上げましたように、基本的にはやはり前向きにとらえて、これからの導入にあたっては考えていくべきであろうなというふうに思っておりますが、先程もちよと申し上げましたけれども、やはり置戸の農業にとっての有効性というか、そういうこともきちっと見極めて導入する時期あるいは導入するための前段での試験的なこと、これらも含めて考えていかなければならないなというふうに思っております。

私も近々現場でこれを見せてもらいたいというふうに思っております。10台入れている人たちの意見というものを、考え方というものを前向きにとらえてあげたいなあと、現段階としてはそのように思っておりますので、先程申し上げましたけれども、各関係機関のご意見もいただきながら検討していきたいと、このように思います。

○佐藤議長 1番。

○1番 嘉藤議員〔一般質問席〕 前向きな検討ということで大変嬉しく思っておりますけれども、私も農業を始めて40年近くになります。始めた当初、昭和40年代でしたけれども、まだ馬を使うよ

うな時代でした。構造改善ということで大型のトラクター10馬力くらいのが入ってきたような時期でありました。それから40年たちますと農業も大きく変わってきました。その当時ですと畝切りなんか人間の感覚というか、そういう感じでやっております。そうすると一丁前に畝切りができれば農業者として一丁前なのかなという話をよくされたものですが、今になりましたら大型機械といえども100馬力、また小麦なんか畑に立てて収穫をしていたものですが、最近では大型のコンバインまたあるいは自走ハーベスターとか、そういうことになって農業もすごく大きく変わってきたのかなというふうに感じております。

また、近年ではGPSもそうですけれども、人工衛星ということでは小麦のリモートセンシングと言いますか、人工衛星を利用して町内の小麦の熟度を判定して順序の目安にするというようなシステムができております。本当に目まぐるしいと言いますか、昔想像したよりもはるかに進んで現代農業が変わってきているのかなと感じております。また、町長が言っておられましたけれども、このシステムがすべてではありませんし、農業振興の一つの手段として私今回質問をさせていただきました。ですが、そういうことで10台前後の利用があるということですし、私も今は利用していませんけれども、将来的にこういうシステムは必要だなということを後継者がいる中では感じております。少しでも行政として蓄えと言いますか、そういういつでも対応できるということでの情報の収集あるいは農家との連携と言いますか、話し合い、勉強会を通じて少し早めにと言うか、十分な準備をしていただきたいと思いますけど、町長その辺はどうでしょうか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 若い、特に若い後継者の人達、それから農業を目指そうという人達にとって多分避けられないというか、大きな導入の意味合いというのはあるというふうに認識しております。ただ、こうしたものについては非常に日進月歩と言いましょか、非常に速いスピードで技術革新というか、また機器の改良なんかも進んできますので、現在の聞くところによると、やはり平坦地におけるGPSのシステムが有効に働くところと、やはり傾斜地にとっては誤差が50センチから1メートル出てくるんだというお話も聞きます。そうしたことからこの基地という問題が出てくるのでありますけれども、同時に今申し上げたように機器の改良と言いましょか、そんなことも非常に速い速度でと言いましょか、改良も図られていくんでしょかから、その辺のなんて言うんでしょか、情報も含めて判断していきたいなというふうに思います。

○佐藤議長 1番。

○1番 嘉藤議員〔一般質問席〕 もちろん今町長のおっしゃられた通りだと思います。このGPSシステムだけではありませんけれども、行政としてもいろんな方面からアンテナを張ってですね、いろんな情報を集めてですね、町民のニーズに応えていただきたい、そんなことを思っております。一般質問を終わります。

◎日程第 3 議案第29号 置戸町税条例等の一部を改正する条例から

◎日程第10 議案第36号 置戸浄化センター改築更新工事委託に関する協定の締結についてまで

————— 8 件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第3 議案第29号 置戸町税条例等の一部を改正する条例から日程第10 議案第

36号 置戸浄化センター改築更新工事委託に関する協定の締結についてまでの8件を議題とし、これから質疑を行います。

議案の順序で行います。

〈議案第29号 置戸町税条例等の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 まず、議案第29号 置戸町税条例等の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 佐藤議員 法人町民税の税率の改正で、財政力の格差の縮小のために従来の法人町民税の税率を町民税で2.6%減額するということですが、本町的に言えば、この2.6%というのは平年値で大体どのくらいの金額になるのか。それで小さな町にとってはこの是正措置が財政力の格差の縮小を図るということですから、本町にとってはある程度これ以上の交付税を期待できると思うんですけども、現実的にその辺の交付税で算定されている数値があるとすれば、どの程度の措置がされるのか、分かる範囲で結構ですけれども、この2点についてまず質問をします。

○佐藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 今回の件なんですけども、本町の法人町民税については本年度810万円の予算計上ですが、法人均等割がその多くを占め、法人税割の占める割合は法人町民税全体の約21.65%で、本年度の課税標準額見込額1,193万7,000円で試算をしますと、約31万円の法人町民税が減額となります。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 質問の後段の方で交付税の方はどのようになっているのかという点について

ご質問がありましたけれども、現在私どもの方の交付税サイドの方で押さえてますのは、本年度の国の交付税が現在16兆8,000億円程度という当初予算の計上になってございまして、その中の財源として、ただいまの法人税の減税分盛り込まれてます財源としては3億円程度という情報でして、交付税の算定は来月予定をされておりますけれども、まだ積算の内容については示されていない状況にございます。以上です。

○佐藤議長 9番。

○9番 佐藤議員 交付税の関係についてはまだ詳細がよくわからないということで理解しました。それで次の軽自動車税の、これは議案第29号説明資料によるものですが、この中で①のいわゆる四輪等の税率ですね、これの施行日が27年の4月1日からということなんですけど、その②の二輪車等の税率と、それから③の小型特殊自動車の税率については、下の解説というか、括弧書きでは②③は平成27年度以降の年度分から適用するというので、この違いというのはどこにあるのか、ちょっと教えてもらいたいと思います。27年度以降の適用ということと、施行日が四輪の場合は27年の4月1日ですね、この違いが、どこか違いがあるのか。

○佐藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 これにつきましては、平成28年度から重課税率が適用されるということと、そういうこともありましてですね、現行につきましては施行期日平成27年4月1日という形で、この中では説明させていただいております。また、二輪車等につきましては明らかに来年度から税率が改正されますので、平成27年以降という表現を使わせていただきました。

○佐藤議長 9番。

○9番 佐藤議員 基本的には四輪等の場合については13年を経過した四輪等について重課税率も適

用があるので27年4月1日から施行と28年度以降の年度分の適用と2段階に分けたと、そういうことですね。

○田中町民生活課長 そのとおりです。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次の議案に移ります。

〈議案第30号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 議案第30号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 佐藤議員 今回後期高齢者の支援金分と、それから介護納付金分については2万円ずつあがって4万円増額になるということで、これは前回の5月21日の総務常任委員会の中でも資料をいただいたところです。医療給付分については51万円変更なしということですが、全体で合わせると最高税額が81万円になるということでの押さえでよろしいですね。確認しますけど。

○佐藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 議員のおっしゃるとおりです。最高限度額は81万円となります。

○佐藤議長 9番。

○9番 佐藤議員 それで議案30号説明資料の中でですね、5ページで改正前と改正後のA3判で資料を作ってますけど、この中で標準的に81万円の限度額に達する階層というのは、これは800万円を超えている6人家族の場合には77万8,600円という仮の試算ですけども、要は81万円を超える所得の世帯がおおよそ800万円以上の世帯ということで考えてよろしいでしょうか。

○佐藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 議案第30号で説明をしておりますが、表の方に所得段階別試算表というものがございまして、その中で800万円を超える世帯数を見ていただければ、この方々がおおよそ世帯数の人数ですけども、おおよそこの方々が該当するということでご理解をいただきたいと思っております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

9番。

○9番 佐藤議員 それでおおよその計算なんで、正確な計算というのはなかなか資産割だとか、あるいは家族の数で違ってくるということで、あくまでもおおよそな目処というか、そういう試算だとい

うことが分かりました。

それで全体の602世帯のうちの相当数、相当数ではなくて30世帯を切るくらいの世帯がこの限度額を超えるんでないかという想定はされますけれども、今の国民健康保険税の納期が7月に賦課されて12月が最終納期ということで、年間6回納期で支払っているわけですね、税金を。所得があるということには変わりはないんだけど、この81万円の税負担を6回の納期で負担するということに対して、やはり相当な納税者の大きな負担になるんでないか、月々。年額は変わらないとしても半年で81万円を払うか、あるいは納期を増やして、その中で月額負担を減らすか、その辺の判断というか、いろいろあると思うんですよね。非常に健康保険税が上がってくるということはそれなりの負担が増えるということに対して、やはり月々の負担というものをもう少し考慮するならば、一定程度12月末までの6回の納期なんだけれども、それをですね、最大でも年度内だから3月までということで3回に増やすということになるかと思えますけど、そういったことですね、検討とか、あるいはこういった資料は国民健康保険審議会ですか、その中でいろいろ議論されたんだと思うんだけど、そういったことでの税負担に対する納期のあり方について、何らかの形で検討したことがあるかどうか、あるいは検討する考えがあるかどうか、お聞きしたいと思います。

○佐藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 議員おっしゃるとおり現行6回に分けて納期がございます。現実的にいけば7月に賦課をして12月までの納期という形になりますけれども、原則的に従来の考え方でいけば12月末、それを超えれば当然滞納も増えるということが想定されますので、現時点の段階では12月までの納期ということで考えている次第でございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

9番。

○9番 佐藤議員 従来の考え方を踏襲したいということなんですけれども、さっきも言いましたとおり月々の負担が6回で81万円を負担するのか、あるいは3月まで納期を増やせば9回で81万円を払うかという、そういう形になるかと思うんですよね。それで、やはり納税者の立場で見ればですね、極力なんていうのかな、月々の支払いをある程度平準化させるというのか納税者の考え方だと思うんです。

最終的に国民健康保険税を払う方達というのは農業者だとか商店だとか個人事業の人とか、そういった方で、社会保険に入っていない方なんです、一般的に共済だとか会社等の社会保険に入っている方は事業主負担が半分あって、またその半分は国の負担で、それも毎月給料から徴収されるという形ですので、おおよそ12分の1ずつですか、毎月。そういうことで非常に支払いとしては負担のないような形で支払われていると思うんです。そんなことを考えたら、今課長の見解では現行を踏襲するということなんですけれども、今後これらが下がることがないと思うんです、限度額は。ですから一定程度納税者の意見をどこかの形で聞いたり、あるいはどういう形が本当になんていうのかな、納税がうまく進むのか。あるいは管内的には調べたことはないんですけども、3月まで納期をずらして9回ないしは10回で納税しているところもないことはないと思うんです。そんなことを含めて、今後検討課題として、納税者の立場に立った段階でその納税者というような方向というか、その辺を検討してもらいたいと思いますけれども。

○佐藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 収納率の兼ね合いと現行のことを踏襲するわけではございませんが、原則的には私どもが納期は12月ということで考えておりますけれども、万が一、今回全体的な税率の引き上げになりますから、限度額以外の方も当然引き上げとなりますので、これにつきましては運協等で検討していきたいと思っております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次の議案に移ります。

〈議案第31号 平成26年度置戸町一般会計補正予算(第1号)〉

○佐藤議長 議案第31号 平成26年度置戸町一般会計補正予算(第1号)。

質疑は条文ごとに進めます。

第1条 歳入歳出予算の補正は別冊事項別明細書(第1号)。6ページ、7ページ。歳出から進めます。

3. 歳出。1款議会費。3款民生費、1項社会福祉費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。8ページ、9ページ。

2項児童福祉費。4款衛生費、1項保健衛生費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。10ページ、11ページ。

6款農林水産業費、1項農業費。8款土木費、2項道路橋梁費。9款消防費。13款給与費。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 佐藤議員 消防職員の採用について、2名採用するということで、今進めているということを知りました。この2名の採用の状況というのは、4月に入って公募されたというふうに記憶しておりますけれども、採用の実態としてどの程度の応募があって、もう2名採用が決定したんだと思うんですけど、今後消防学校に何カ月間か入って、最終的には来年から、来年2名退職しますのでその補充ということで、切れ目のない採用ということで理解しました。

その中で、今言ったとおり何名程度この置戸町の消防に採用の応募があったのか。それといつから正式に試験採用して、どの段階で学校に入れて、最終的に町の消防士としてフル稼働というのか、フル勤務できるのか、その行程というのか、スケジュールを教えてくださいのと、2名の職員ですので、この方達の入る住居というのか、住宅というのか、それは確保されているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○佐藤議長 総務課長。

○中村総務課長 今の消防職員の採用の件でございますけれども、採用にあたっては町のホームページ、広報、あと伝書鳩ですか、それで応募をとりまして、5名の方の応募がありました。5名の応募があ

りましたけれども、書類選考で4名の方に対して二次試験、面接でございますけれども、4名の者に対して面接を実施しております。採用は2名となっておりますけれどもそんな状況です。

それと、今後のスケジュールでございますけれども、採用につきましては7月1日付の採用としたいと考えております。それで10月から消防学校に入校して6カ月間の教育課程を修了いたしまして、来年の4月1日から一線で活躍をしてもらいたいなど、そんなふうを考えているところでございます。それと、住居でございますけれども、単身、若い2人ですので、今のところ若者交流センターに入居していただくということで進めております。その部屋についてはすでに確保してございます。以上です。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 岩藤議員 農業振興費のところの強い農業づくり事業補助金300万円についての説明と、合わせて歳入の説明もお願いいたします。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 それでは再度説明させていただきますが、強い農業づくり事業（経営体の育成）補助金でございます。この事業は融資主体補助型で実施されるということで、助成対象の農家の方が融資を受けて農業機械を導入する際に融資残について補助金を交付すると。それによって主体的な農業の経営展開を支援することを目的として実施しております。今回は1件の助成対象農業法人が申請していました農業用機械、トラクターであります。150馬力のトラクター1台の補助が確定したことから300万円の補正をお願いしたものであります。

歳入につきましては、14款の道支出金、2項道補助金で強い農業づくり事業（経営体の育成）補助金として同額の300万円を歳入として計上しております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

9番。

○9番 佐藤議員 給与費についてお尋ねします。1級建築士1名、年度途中から採用ということで、それにかかる所要の給与費を今回計上されましたけれども、建築士ということで特殊な技能の人の採用ということで理解しましたが、去年の段階で農業の関係で一般公募して、最終的には採用者はなかったんですけれども、今現在ですね、考え方として農業に関するそういった専門職の人だとか、あるいは林業も含めてなんですけれども、そういった方の専門的な知識を有する職員を採用しようとする考え方があるのかどうかですね、その将来の方向含めて考え方を聞きたいのと、平成27年4月1日に採用する新しい職員については、本年度から採用試験を受けて始まると思うんですけれども、置戸町としてはですね、一般事務というか、一般的なそういった職員を今年度というか、来年度に向けて何名採用する予定があるのか、その辺を聞きたいと思います。

○佐藤議長 副町長。

○和田副町長 ただいまご質問の中で昨年一度募集しました農業関係あるいはそれ以外の林業関係その

他ですね、専門職等の採用に関する今後の考えということでご質問があったかというふうに思います。質問の内容にもありましたとおり、昨年は農業関係の専門職員1名ということで募集しましたが、結

果的には採用までは至らなかったという事実がございます。

今後等につきましても、それらにつきまして意識しないわけではございませんが、今の段階で募集をして、いついつから採用していこうというふうなことは今のところ持ち合わせはしておりません。その状況を見ながらもう少し検討もしてみたいというふうに考えています。

それから来年の4月の採用ということであります。消防職員含めて6名ほどの職員になります。専門職では消防職員あるいは保健師、それらもいらっしゃいます。その中で一般職としては3名は退職を迎えるわけでありますが、27年以降の職員の定数管理の計画と言いましょか、それはまだ作っておりません。今検討中ではありますが、現段階では専門職を除く3名が一般職ということでございますので、それらについては採用していくような形で進めて行かざるを得ないだろうと、今の人数の中ではやはり必要な人数になるのかなと。あと全体で言いますと、社会福祉協議会の方に派遣している職員も2名います。その者は3年の期間ということですので、来年には戻ってくるようになりますが、現状まだ不足している職員もいますので、それらも合せましても退職する分については補充していかなければならないだろうというふうには考えています。

○佐藤議長 9番。

○9番 佐藤議員 人を確保というか、人材を確保することは大変大事なことだと思うし、これからどんどん、今現在もそうなんですけども、退職者が増えてそれを補充していくということは非常にこれからの人事のあり方として大事なことだと思っています。

それで町の中側の人たちからよく聞くことは、最近はどうも町内の出身者の採用がさっぱり見えないうと。役場の中にも若い方は知らない方ばかりでということ、置戸町内出身の方が最近はないようです。そんな中で、今副町長が言った来年度の採用の方針というかね、そういったことはできるだけ早く町内、町外を問わず発信して、やっぱりいい人材を確保するためには早くやっぱり町のなんというのかな、採用の体制をとって、こういう形で置戸町の役場は採用するという方針を早く打ち立てるべきだと思うんですよね。それに基づいて学生なり卒業生がいろんな形でそれを見て応募して来るんだと思うんですよね。

そんなことで、やっぱりいい人材を取るためにはもっと町の体制が決まれば、ホームページでも広報でもなんでも結構ですけど、早く周知してですね、ぜひ町内出身の若者も毎年聞くところによるとよその市や町の職員になっているということで、町内の新卒者、いわゆる大学、高校も含めて公務員志望の方も中にはいるということで現実的には採用されている方もいるので、そういったことを含めると早く町の体制というものを知らせて、地元で一生懸命頑張ろうという若い方がおられるかも知れませんが、そういったことも含めて来年度に向けて採用について作業を進めていただきたいと思ます。

○佐藤議長 副町長。

○和田副町長 一般職の採用につきましては町村会の統一試験もございまして、それでノミネートされた方々から二次試験の案内を出すという、そういう形で行っております。今年も26年度の採用にあたってはですね、なるべく早い時期に二次試験をやる、あるいはかなりオープンにしていきたいということで、ホームページ等で広く、こちらから指名じゃなくて、来ていただく方式をとりました。

おかげで多くの受験者がいらっしゃって、私ども面接の方で少し苦慮した経過もございまして、そ

のように情報についても佐藤議員がおっしゃられるようにですね、なるべく早いような形、あるいは皆さんに広く見えるようなそんな形に意を用いているつもりでございますが、なお一層それらについてはなるべく早い時期に情報を発信していく、これはまあ鉄則だというふうに思っておりますので、今後ともそのようにさせていただきたいと思っております。

また、今回の消防職員の採用にあたりまして、広く人材を求めたいということで、学校等にも問い合わせをしたりしながらなんですが、やはりホームページ等でも大きく知らせたり、あるいは公務員採用の専門のホームページもあるようでございますので、そちらにも情報を提供しながらですね、広く公募したところ5名の応募があったということで、今総務課長の方からも答弁しましたが、その中のひとりについては本州の者もいたというような、そういう広いエリアの中からですね、そういうこともございますので、やはり優秀な人材を集めるにはそのようなことに意を用いていきたいと思っております。

また、町内の卒業者が他所に行ってるじゃないかという、そういう話もございました。事実として何人かいらっしゃるといのは私どもも十分承知をしているところでございます。同じ土俵の上に乗って面接その他二次試験のところに来ていただければ、その中で判断をしていきたいと思っておりますが、いかんせんそれぞれの市や町が二次試験をやるタイミングがそれぞれあるものですから、それらの中で先にやった場合にはそちらに流れるというケースが多々あろうかと思っております。その辺も考慮しながら、また二次試験のやり方等も検討していきたいというふうに思っております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、歳入に進みます。4ページ、5ページ。

2. 歳入。9款地方交付税。13款国庫支出金、2項国庫補助金。14款道支出金、2項道補助金。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第32号 平成26年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)〉

○佐藤議長 議案第32号 平成26年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は別冊事項別明細書(第1号)。4ページ、5ページ。下段の歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。2款国庫支出金、2項国庫補助金。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認めます。

歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第33号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について〉

○佐藤議長 議案第33号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次の議案に移ります。

〈議案第34号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について〉

○佐藤議長 議案第34号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次の議案に移ります。

〈議案第35号 財産の取得について〉

○佐藤議長 議案第35号 財産の取得について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次の議案に移ります。

〈議案第36号 置戸浄化センター改築更新工事委託に関する協定の締結について〉

○佐藤議長 次に、議案第36号 置戸浄化センター改築更新工事委託に関する協定の締結について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認めます。

全体を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければここでしばらく休憩します。

意見調整を行いたいと思いますので議案持参の上、議員控室の方に移動願います。説明員の方はそのままお持ちください。

休憩 14時06分

再開 14時09分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第29号から議案第36号までの8件を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第29号 置戸町税条例等の一部を改正する条例から議案第36号 置戸浄化センター改築更新工事委託に関する協定の締結についてまでの8件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これで、議案第29号から議案第36号までの8件について討論を終わります。

これから、議案第29号 置戸町税条例等の一部を改正する条例から、議案第36号 置戸浄化センター改築更新工事委託に関する協定の締結についてまでの8件を採決します。

議案の順序で行います。

まず、議案第29号 置戸町税条例等の一部を改正する条例から、議案第30号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例までの2件を一括して採決します。

議案第29号から議案第30号までの2件については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第29号 置戸町税条例等の一部を改正する条例から、議案第30号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例までの2件については、原案のとおり可決されました。

○佐藤議長 次に、議案第31号 平成26年度置戸町一般会計補正予算(第1号)から、議案第32号 平成26年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)までの2件を一括して採決します。

議案第31号から議案第32号までの2件については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第31号 平成26年度置戸町一般会計補正予算(第1号)から、議案第32号 平成26年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)までの2件については、原案のとおり可決されました。

○佐藤議長 次に、議案第33号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてから、議案第34号 北海道市町村総合事務組合理約の変更についてまでの2件を一括して採決します。

議案第33号から議案第34号までの2件については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第33号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてから、議案第34号 北海道市町村総合事務組合理約の変更についてまでの2件については、原案のとおり可決されました。

○佐藤議長 次に、議案第35号 財産の取得についてを採決します。

議案第35号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第35号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

○佐藤議長 次に、議案第36号 置戸浄化センター改築更新工事委託に関する協定の締結についてを採決します。

議案第36号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第36号 置戸浄化センター改築更新工事委託に関する協定の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 意見書案第3号 規制改革会議意見書の取扱いに関する要望意見書

○佐藤議長 日程第11 意見書案第3号 規制改革会議意見書の取扱いに関する要望意見書について

を議題とします。

お諮りします。

意見書案第3号については、置戸町議会会議規則第38条第2項の規定により趣旨説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第3号については、趣旨説明を省略することに決定いたしました。

これから、意見書案第3号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認めます。

これから、意見書案第3号について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第3号 規制改革会議意見書の取扱いに関する要望意見書についてを採決します。

お諮りします。

意見書案第3号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号 規制改革会議意見書の取扱いに関する要望意見書については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議員の派遣について

○佐藤議長 次に、日程第12 議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、置戸町議会会議規則第124条の規定により、お手元に配布の議案のとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配布の議案のとおり議員の派遣をすることにします。

◎閉会の議決

○佐藤議長 お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。したがって、置戸町議会会議規則第6条の規定によって本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣言

○佐藤議長 これで、本日の会議を閉じます。

平成26年第4回置戸町議会定例会を閉会します。

閉会 14時16分